

平成31年第1回せたな町議会定例会 第1号

平成31年3月4日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 決議第 1号 平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議
- 6 議案第1号から議案第12号、議案第33号から議案第38号を一括上程
〔平成31年度町政執行方針〕
〔平成31年度教育行政執行方針〕
〔平成31年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 7 議案第13号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 8 議案第14号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第15号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第16号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第17号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第18号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 13 議案第19号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第20号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第21号 平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第22号 平成30年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 17 議案第23号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第24号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第25号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第26号 せたな町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第27号 せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第28号 せたな町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第29号 せたな町若松自治会館条例を廃止する条例について
- 24 議案第30号 建物及び土地の無償貸付について
- 25 議案第31号 せたな町名誉町民の選定について
- 26 議案第32号 せたな町名誉町民の選定について

- 27 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 28 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 29 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

(第1号の追加1)

- 1 決算審査特別委員会経過報告
- 2 認定第 2号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成29年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成29年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成29年度せたな町病院事業会計決算について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

- | | |
|------------|-------|
| 町長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会教育長 | 成田円裕君 |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間正君 |

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

- | | |
|-----|--------|
| 副町長 | 佐々木正則君 |
|-----|--------|

総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	小坂橋	司	君
財政課長	西村	晋	君
税務課長	樋口	靖	君
町民児童課長	吉崎	照人	君
認定こども園長	鎌田	郁美	君
保健福祉課長	福士	裕継	君
農務課長	佐藤	英美	君
農務課参事	木村	充弘	君
水産林務課長	横川	洋二	君
建設水道課長	丹羽	優	君
会計管理者	三浦	孝史	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
総務課長補佐	高橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	神田	昌	君
財政課長補佐	河原	泰平	君
税務課長補佐	濱登	幸恵	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	濱口	喜秋	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農務課長補佐	吉田	有哉	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君
水産林務課長補佐	手塚	清人	君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川	讓	君
総務課主幹	小林	和仁	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
財政課主幹	井村	裕行	君
町民児童課主幹	萩原	千明	君
保健福祉課主幹	古守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹内	亜希子	君
建設水道課主幹	川上	佳隆	君
建設水道課主幹	金澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	高橋	真一	君

建設水道課主幹	鈴木	木涼	平君
地域生活係長	岡島	讓二	君
まちづくり推進係長	松原	孝樹	君
広報統計係長	伊藤	哲史	君
商工労働観光係長	撫養	和伯	君
経理入札係長	小林	朱央	君
課税係長	尾野	真也	君
徴収係長	伊瀬	亮	君
国保医療係長	中山	康春	君
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君
保健推進係長	垣本	利子	君
居宅介護支援係長	今川	勇吾	君
耕地係長	斉藤	真	君
畜産係長	稲船	洋志	君
水産種育苗センター業務係長	池田	裕之	君
水道係長	大野	秀幸	君
庶務係長	近藤	智博	君
医事係長	三浦	三津枝	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
次長	佐々木	正人	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君
主幹	藤谷	知昭	君
主幹	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君
次長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀	英治	君
瀬棚診療所事務長	古畑	英規	君
主幹	栗谷	一樹	君
福祉係長	原田	宰	君
産業係長	油谷	好彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	杉村	彰	君
大成教育事務所長	荻原	勝幸	君

瀬棚教育事務所長 杉 村 輝 明 君
給食センター副所長 久 津 間 智 君
主 幹 山 本 亨 君
総務係長兼学校教育係長 長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成31年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において、6番、柘田道廣議員、7番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは町立国保病院常勤医師の着任について報告をいたします。

4月1日から国保病院常勤医師として、大島昌輝先生が着任されることになりました。大島先生は旭川医科大学を卒業後、旭川医科大学第一内科に入局され、これまで旧国立療養所道北病院呼吸器内科、旭川医科大学病院、札幌山の上病院呼吸器化、千歳市北星病院などで勤務されると

ともに在宅医療にも力を注がれてこられました。このたび町立国保病院常勤医師として勤務いただけることとなり、本町の地域医療にご尽力いただけるものと考えております。

次に地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘の指定辞退について報告いたします。地域密着型小規模特別養護老人ホームは、社会福祉法人北檜山恵福会により平成24年6月1日から運営を開始され現在に至っておりますが、この間、平成27年度の介護報酬減額改定や慢性的な介護職員の不足などにより、施設経営に支障をきたす状況となったことを踏まえ、今後の運営の在り方について法人側と協議を重ねてまいりましたが、平成31年3月31日をもって施設の運営を終えることとなったものであります。なお入所者については2月15日をもってすべての方がきたひやま荘などへ入所されたところであります。町としては、本施設の必要性は十分認識しており、施設の有効活用に向け取り組んでまいります。

次の工事発注状況について、それから最後5番の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますので、あとでご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 次に教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成30年6月1日に建造物侵入及び北海道迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕された、せたな町立北檜山中学校教諭の処分についてご報告いたします。

逮捕された斉藤洋太教諭については、平成30年11月7日に北海道迷惑行為防止条例違反で函館地方検察庁に検察官送致され、平成30年12月27日に起訴されました。平成31年1月9日に刑事処分がされ、北海道迷惑行為防止条例違反により罰金刑が決定し、この刑事処分を受けて平成31年2月13日開催の北海道教育委員会において懲戒免職となりました。被害に遭われた方をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけし、更には、町民の皆様、保護者の皆様の負託に背く結果となったことは誠に遺憾であります。被害に遭われた方、町民、保護者の皆様に心からお詫びを申し上げます。

今回、教職員がこのような不祥事を起こしたことを厳粛に受け止め、教職員に対して服務規律の指導徹底を図るとともに、教職員が一丸となって不祥事の再発防止に取り組むことで、保護者をはじめ町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議決第1号

○議長（菅原義幸君） お諮りします。

決算審査特別委員会に付託中の認定第2号から認定第11号までの10会計の認定議案については、本定例会までに審査を終わらせるよう期限を付けましたが、期限が満了してもなお審査が終了しないので、会議規則第45条第3項の規定によって、本件及び決算審査特別委員会委員長に経過報告を求めることを日程に追加し、追加日程として直ちに会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって決算審査特別委員会委員長からの経過報告並びに認定第2号から認定第11号を日程に追加し、直ちに審議することに決定しました。

追加の議事日程表を配付する間、暫時休憩します。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

◎追加日程第1 決算審査特別委員会経過報告

○議長（菅原義幸君） 追加日程第1、決算審査特別委員会経過報告を議題とします。

真柄委員長。

○8番（真柄克紀君） それでは決算審査特別委員会の経過報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託されておりました平成29年度各特別会計決算の審査について、町側へ不適切な専決処分をした部分を減額修正した一般会計決算の提出を要請し、再提出を待って審査を行うこととして協議を続けてまいりました。町側からは減額修正の有無に係わらず、一般会計決算の再提出は行わないという最終回答がございました。委員の中にはその上で各特別会計決算の審査を行うべきとの意見もございましたが、一般会計決算の提出がなされない以上、本特別委員会において各特別会計決算の審査は行わないと決したことを、ここにご報告いたします。

○議長（菅原義幸君） 本件についての経過報告については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

以上で決算審査特別委員会経過報告を終わります。

これより平成29年度決算の認定議案の審議ですが、平成30年度第3回定例会において、提案理由の説明が済んでおります。担当課からの内容説明のみ求めることといたしますが、歳入については説明を求めず、歳出については決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により説明を受けることといたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、そのように取り進めることに決しました。

◎追加日程第2 認定第2号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第2、認定第2号平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは平成29年度主要な施策の成果に関する報告書46ページをお開き願います。国民健康保険事業特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。

第11票（1）決算の状況について歳出から説明いたします。1、総務費6,516万円、職員の人件費に加え平成30年度からの制度改正に伴う事務処理標準システムの導入にかかわる経費が主なものでございます。2、保険給付費9億5,226万9,000円、療養給付費が主なものでございます。3、老人保健拠出金4,000円につきましては、事務費拠出金でございます。4、後期高齢者支援金等1億2,647万2,000円、75歳未満の現役世代が支援金として支払基金へ拠出することになっているものでございます。5、前期高齢者納付金等で49万9,000円、6、介護納付金5,311万4,000円、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。7、共同事業拠出金3億4,774万円、高額医療費共同事業等運営のための国保連合会への拠出金でございます。8、保健事業費558万5,000円、特定健診や特定保健指導にかかわる費用でございます。9、繰出金3,086万9,000円、国保病院や診療所の施設整備等にかかわる経費及び予防接種やがん検診等にかかわる経費について繰出したものでございます。10、基金積立金1万2,000円につきましては、預金利息を基金へ積立てしたものでございます。12、その他支出1,507万1,000円、療養給付費等負担金の精算に伴う返還金が主なものでございます。歳出合計は15億9,679万5,000円でございます。

次に歳入についてですが、左側の欄、1の保険税から10その他収入までの合計は16億4,650万3,000円で、歳入歳出差引額4,970万8,000円となり翌年度へ繰越しとなっております。

右側の（2）保険税の状況、（3）保険給付の状況、（4）経理関係諸比率につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に48ページをご覧ください。第12表の主要施策効果表です。決算額は先ほどの説明のとおり15億9,679万5,000円、財源内訳は国道支出金5億489万7,000円、その他財源で8億3,875万4,000円、一般財源で2億5,314万4,000円となっております。主な事業実績としまして、一般被保険者、退職被保険者合せて申し上げますが、平均被保険者数は2,447人、医療給付件数が3万6,711件、療養給付費等費用額11億2,197万755円となっております。また被保険者の一人当たりの費用額は45万8,509円、出産育児一時金は9件で378万円、葬祭費が12件で36万円となっております。主な保健事業につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

以上で、国保会計の説明を終わります。

よろしく願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 課長に確認も含めて聞かせていただきたいんですけども、決算書の国保の23ページの移送費、決算資料のほうでは17ページ移送費、一般被保険者に係る医療機関への移送がなかったためとありますが、この移送というのは、どういう時に移送ができる、できな

い、する必要がある、そこも含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 中山国保係長。

○国保医療係長（中山康春君） ただ今の質問につきまして答弁したいと思います。移送費につきましては、これまで移送費無かったんですけども、移送費は病院、診療所から緊急を伴うものにつきまして、転院する場合に移送費というのがかかります。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 町立の国保病院診療所、そこからの移送に限定するというふうに理解していいんですか。

○議長（菅原義幸君） 中山国保係長。

○国保医療係長（中山康春君） 大体こちら辺、国保病院ですとか、診療所からの転送というのは病院のほうから救急車で搬送されると思いますので、移送費はかかってこないです。かかる場合というのは、例えば、ほかの町外の病院から救急車が使えない場合に、民間の救急車等を使いまして、例えば札幌市の方へ転入する場合とかに移送費がかかってくるわけでございます。ただ移送費は先ほども言いましたように、緊急を要するもの、医者が必要であると、その転院先で治療が必ず必要だというものでなければ移送費の該当にはなりません。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員、本会議ですので3回で終わりますから、よく考えて全部質問してください。

石原議員。

○5番（石原広務君） 民間ということで今説明ありましたが、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 中山国保係長。

○国保医療係長（中山康春君） 民間、ようは消防の救急車以外のものは、多分すべてだと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第3 認定第3号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第3、認定第3号平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 説明資料は49ページになります。後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。下段の歳出からでございます。1、総務費360万2,000円は一般事務費及び後期高齢者システム保守管理業務にかかわる経費でございます。2、後期高齢医療広域連合納付金1億2,713万円、広域連合の運営経費や保険料等を広域連合へ納付したものでございます。3、繰出金340万6,000円、後期高齢者の健康診査やインフルエンザ予防接種の助成等を一般会計へ繰出したものでございます。5、その他の支出73万3,000円は保険料の還付金でございます。歳出合計は1億3,487万1,000円となっております。

次に歳入でございますが、1の後期高齢者医療保険料から4のその他の収入までの合計は1億3,499万円となっております、歳入歳出差引額11万9,000円で翌年度へ繰越しとなっております。

次に50ページをご覧ください。主要施策効果表についてでございます。ただ今の説明のとおり決算額が1億3,487万1,000円、財源内訳としてその他財源1億3,483万6,000円、一般財源で3万5,000円となっております。主な事業実績としては被保険者数が2,043人、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第4 認定第4号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第4、認定第4号平成29年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは報告書の51ページ介護保険事業特別会計の決算状況でございます。

はじめに歳出からご説明をいたします。1款総務費、決算額3,931万5,000円、人件費及び事務費にかかる一般管理費のほか、認定調査費、認定審査会共同設置負担金などがございます。

2款保険給付費、決算額8億4,771万4,000円、介護サービス給付費のほか、低所得者への補足給付となります特定入所者介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス給付費でございます。

3款地域支援事業費、決算額8,510万円、包括職員の人件費、事務費等にかかる包括的支援事業費のほか、配食サービス等に係る介護予防事業費、入浴サービスなどの任意事業費でございます。

6款諸支出金、決算額941万円、介護給付費負担金等返還金が主なものでございます。以上、歳出の合計は9億8,160万1,000円でございます。

歳入でございますが、1款保険料から9款諸収入まで合計10億2,430万6,000円となり、歳入歳出差引4,270万5,000円が翌年度へ繰越しとなったところでございます。

続きまして52ページの主要施策効果表についてご説明をいたします。介護予防事業の決算額は2,902万3,000円で、国道支出金が612万円、一般会計からの繰入金が1,557万7,000円、残りが一般財源であります。要支援、要介護者になるおそれの高い高齢者を対象に、記載されている各種介護予防事業を実施し、高齢者が在宅において健康で日常生活が送れるよう支援に努めたところでございます。

続きまして包括的支援事業、決算額4,836万円、国道支出金1,458万3,000円、一般会計からの繰入金2,829万3,000円、残りが一般財源であります。地域包括支援センターの運営に要した経費でありまして、介護予防ケアマネジメント業務をはじめ記載の業務研修を行い、高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防に努めたところであります。

次に53ページであります。任意事業の決算額は771万7,000円で、国道支出金が35万1,000円、一般会計からの繰入金722万6,000円、残りが一般財源であります。高齢者が在宅において日常生活が送れるための支援、さらに介護者の負担軽減を図るための記載事業、サービスの提供を行なったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第5 認定第5号

○議長(菅原義幸君) 追加日程第5、認定第5号平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) それでは報告書の54ページ、介護サービス事業特別会計の決算状況でございます。

はじめに歳出からご説明をいたします。1款サービス事業費、決算額5,170万4,000円、主なものといたしましてデイサービスセンターの事業費、介護予防支援事業費となっております。

歳入でございますが、1款サービス収入から4款諸収入まで合計5,185万6,000円となり、歳入歳出を差引15万2,000円が翌年度への繰越しとなったところでございます。

続きまして55ページに主要施策効果表についてご説明をいたします。通所介護サービス事業、決算額3,339万8,000円、一般会計からの繰入金1,117万7,000円、残りは事業収入でございます。要支援、要介護認定を受けた高齢者に対し入浴、食事、送迎などのサービスを提供いたしまして、介護者の負担軽減を図ったところであります。

次に認知症共同生活介護事業、決算額113万6,000円、全額一般会計からの繰入金であります。認知症高齢者を対象としたグループホームあさなぎの指定管理者を有限会社ケアステーションせたなに指定をし、運営及びサービスの提供、さらに利用者の生活の質の向上のために談話スペースに冷暖房エアコンを設置したものであります。

次に介護予防支援事業、決算額1,014万円、一般会計からの繰入金607万9,000円、残りは事業収入であります。地域包括支援センター内の介護予防支援事業所において在宅高齢者が要介護状態になるのを防ぐために必要なサービスを受けるよう支援を行なったところでございます。

次に居宅介護支援事業費、決算額703万円、一般会計からの繰入金485万6,000円、残りは事業収入であります。包括支援センター内に居宅介護支援事業所を開設し、要介護者が日常生活を送れるようサービス計画の作成、サービスの提供調整などを行なったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） デイサービスに関して課長質問させていただきたいんですけど、デイサービス利用者減少によって介護職員処遇改善交付金の減額ということで資料に掲載されているんですが、デイサービスの利用者、大成区は本当に超高齢化と言われているんですけど、デイサービスを利用するというのが何か、担当職員も出向いていろいろ説明していただいているんですけど、以前よりは良くなったんですけど、何かイメージが余りよくないという印象をお持ちの方が今でもいらっしゃるんですよ。デイサービスに通うということになると、その方の介護とかいろいろ決まりの中でいろいろ手配をしていただいているんですけど、新年度に向けて、例えばお試しの期間とか、行った方は、やっぱり行って良かった。楽しいんだ。今では楽しみにしていらっしゃる方もいらっしゃるんです。せっかく町も関わって、こういうデイサービスという一つの超高齢化になってる町に対する施策をしてるので、その宣伝というか、もっと利用度をもっと今後も上がるような形で、なんか協議している、あるいはこれから協議するということがあれば、今この場でお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 長内地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（長内 京君） 今のご質問にお答えいたします。デイサービスセンターは町内に4カ所ございますが、始まった当初は、やはりデイサービスに行っても1日そこでご利用になるというところに、やっぱり高齢者の方々、なるべく介護保険でサービスは使いたくないっていうような、そういうようなご意見の方たくさんいたと思うんですが、現在ご利用している中で友達同士であったり、口コミというか、ここのデイサービスの食事がおいしいですとか、そういうような口コミがあったり、あとまた認知症状の入られている方たちが新しくご利用になっていくというところで、包括の職員もそういうところでは丁寧にその方に、あと家族にも説明しながら、まず最初にお試しして、お試し1回は利用料金かかりません。お食事にかかる場所もありますが、利用料金かかりませんので、まず丁寧に説明して一緒に行ってみませんかということで、そこでまず1回利用していただいて、そのあとまた正式に利用するかどうか決めてもいいですよっていうような丁寧な説明をさせていただきながら、今後も高齢化率上がりますし、認知症の方もどんどんと増えていくと思いますので、職員は丁寧に説明しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） これ本当に率直な生の声なんですけど、うちの父さん行ってるんだけど、わし負担あるから行きたくても行けないんだっていう声もあるんです。本当に今説明があったように担当職員、ケアマネ、保健師、訪問していただいて浜の言葉に併せて、父さん、母さんそんでねえんだよとか、そういう言葉も使って本当に親しみを持てるような感じで説明をいただいているんですけど、実際のところそういう生の声、2人行くとちょっと負担がという声もあるので、

そこも聞いていただいて、ぜひ楽しみの機会を今後も続けていただければ、広げていけるようなことで対応していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 長内地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（長内 京君） 一人ひとりに丁寧にご説明しながら実施していきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第6 認定第6号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第6、認定第6号平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは報告書の56ページでございます。簡易水道事業特別会計決算の状況についてご説明いたします。第19表簡易水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして57ページ、第20表簡易水道事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。1収益的収支、（1）総収益2億3,343万3,000円、（2）総費用1億7,159万4,000円、（3）収支差引は6,183万9,000円。

次に2の資本的収支でございます。（1）資本的収入1億5,045万2,000円、（2）資本的支出2億869万2,000円、（3）収支差引といたしまして5,824万円のマイナスでございます。

右上段にいきまして、3の収支再差引でございます。359万9,000円、4の積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金1,010万円、6前年度繰上充用金ゼロ、7の形式収支1,369万9,000円でございます。8の翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9の実質収支といたしましては、

黒字で1,369万9,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次に58ページ、第21表平成29年度末簡易水道事業特別会計地方債現在高調、第22表地方債借入先別・利率別現在高の状況。

次の59ページにまいりまして、第23表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

次に60ページ、第24表簡易水道事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では簡水の1ページから21ページとなっております。事業名、施設改良事業、決算額が2,383万6,000円、財源といたしましては、すべてその他財源でございます。主な事業実績といたしまして、北檜山区で若松簡易水道減圧弁改修工事583万2,000円、愛知地区トンケ線配水管布設工事367万2,000円、瀬棚区で島歌簡易水道配水管布設工事968万8,000円、大成区で長磯簡易水道施設整備工事464万4,000円でございます。

次に簡易水道事業でございます。決算額715万円、財源内訳といたしましては、すべてその他財源です。事業実績といたしましては瀬棚区の北島歌簡易水道施設ポンプ場外部改修工事690万1,000円、大成区で旧久遠簡易水道施設撤去工事24万9,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第7 認定第7号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第7、認定第7号平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは61ページでございます。営農用水道等事業特別会計決算の状況についてご説明いたします。第25表営農用水道等施設整備及び業務概況については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして、第26表営農用水道等事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。1の収益的収支、(1)総収益1,489万3,000円、(2)総費用1,517万3,000円でございます。(3)の収支差引といたしまして28万円のマイナスでございます。

続きまして2の資本的収支でございます。(1)の資本的収入1,643万5,000円、(2)の資本的支出1,682万2,000円、(3)収支差引といたしまして38万7,000円のマイナスでございます。

右上段にまいりまして、3の収支再差引66万7,000円のマイナスでございます。4の積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金138万3,000円、6の前年度繰上充用金ゼロ、7の形式収支71万6,000円、8の翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9の実質的収支で黒字で71万6,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次に63ページ、第27表平成29年度末営農用水道等特別会計地方債現在高調、第28表地方債借入先別・利率別現在高の状況はゼロとなっております。

次の64ページ、第29表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりとなっております。

次の65ページでございます。第30表営農用水道等事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では営水の1ページから16ページでございます。事業名、施設改良事業で決算額1,468万8,000円、財源内訳といたしましては全額その他財源でございます。主な事業といたしまして、瀬棚区で青少年旅行村水道給水管改修工事707万4,000円、大成区で太田飲料水供給施設整備工事761万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第8 認定第8号

○議長(菅原義幸君) 追加日程第8、認定第8号平成29年度せたな町公共下水道事業特別会

計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは66ページでございます。公共下水道事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。第31表公共下水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

67ページの第32表公共下水道事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。1の収益的収支、（1）総収益1億4,566万8,000円、（2）総費用1億4,518万3,000円、（3）収支差引といたしまして48万5,000円でございます。

続きまして2の資本的収支でございます。（1）資本的収入2億8,868万4,000円、（2）資本的支出2億8,656万7,000円、収支差引といたしまして211万7,000円でございます。

右上段にいきまして3の収支再差引260万2,000円でございます。4の積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金680万1,000円、6の前年度繰上充用金ゼロ、7の形式収支940万3,000円、8の翌年度に繰り越すべき財源645万円です。9の実質収支といたしまして黒字で295万3,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして68ページ、第33表平成29年度公共下水道事業特別会計地方債現在高調、第34表地方債借入先別・利率別現在高の状況。

69ページの第35表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして70ページ、第36表公共下水道事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では公下の1ページから20ページでございます。事業名、公共下水道事業、決算額1億3,450万9,000円、財源内訳といたしまして、国道支出金5,967万9,000円、地方債5,000万円、その他といたしまして2,483万円でございます。主な事業実績です。補助事業で中央川排水区下水道新設工事（2工区）1,957万円、中央川排水区管渠設計調査業務550万8,000円、北檜山下水処理場建設工事委託業務8,628万円。

次に単独事業になります。豊岡地区下水道新設工事376万9,000円、公共汚水柵新設工事北檜山区36万7,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第9 認定第9号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第9、認定第9号平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは報告書の71ページでございます。漁業集落排水事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。第37表漁業集落排水施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

次の72ページ、第38表漁業集落排水事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。最初に収益的収支からご説明いたします。1の（1）総収益561万1,000円、（2）総費用560万7,000円、（3）収支差引といたしまして4,000円でございます。

続きまして資本的収支でございます。（1）資本的収入55万8,000円、（2）資本的支出55万8,000円、（3）収支差引といたしましてゼロでございます。

右上段にまいりまして、3収支再差引4,000円でございます。4積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金10万8,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支11万2,000円、8翌年度に繰り越すべき財源ゼロ、9実質収支といたしまして黒字で11万2,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして73ページ、第39表平成29年度末漁業集落排水事業特別会計地方債現在高調、第40表地方債借入先別・利率別現在高の状況。

74ページ第41表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

次の75ページでございます。第42表漁業集落排水事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では漁集の1ページから15ページでございます。事業名、施設維持管理事業といたしまして、決算額367万2,000円、財源内訳といたしましてはその他財源で362万6,000円、事業収入といたしまして4万6,000円、主な事業実績といたしましては浄化槽の清掃手数料215万8,000円、これは太櫓地区、太田地区でございます。次に浄化槽保守点検業務として151万4,000円、これも太櫓地区、太田地区でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 担当課長のほうにこれは関連になるかもしれませんが、今の合併浄化槽の太櫓地区あるいは太田地区ということで説明がありましたが、今後こういう形でせたな町全体を見回して、太櫓あるいは太田地区のような合併浄化槽、これを町として計画、検討している地域があれば今の段階で結構です。あればお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 今のところ太櫓地区、太田地区以外にはないというふうを考えております。

○議長（菅原義幸君） 鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） 集合処理の汚水処理につきましては、北檜山区の丹羽地区、若松地区については構想としてはあります。ただ計画としては策定はしておりません。今後につきましては、そちらの方の構想も進めて集合処理とするのか、個別処理とするのか、例えばその辺の検討も進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今構想ということで説明がありましたが、この構想の中には大成、長磯地域は今の中に入ってないんでしょうか。そこを確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） 長磯地区につきましては、漁業集落排水になります。計画では無いですが、下水道のほうの、全道みな下水道構想のほうでは地区としては乗っけてはあります。ただ今後どのように進めていくかということについては、集合処理がいいのか、個別処理がいいのか、その辺人口の減少だとかその辺も考慮しながら今後は検討していきたいと考えてます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 自分も確認しないまま、今この場で説明をしているんですが、長磯地域にもその計画はあったはずというふうに認識してたんですよ。構想ということではあるんでしょうけど、その中で今説明の中にあつたように、人口減ってきて高齢化も進んでると。仮に今さらそういうことを計画したとしても、誰つなぐ人いるんだというのがこれ率直な声なんです。だからそこもきちんと説明をした上で、できる、できないじゃなくて地域事情をいろいろ把握した上で、それなりの取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） 地域の実情ですとか、個人負担ですとか、その辺も考慮しながら計画を進めていきまして、あとは地域の方の声も聞きながら今後進めていきたいと考えてま

すので、お願いします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第10 認定第10号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第10、認定第10号平成29年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは報告書の76ページでございます。風力発電事業特別会計の決算状況、第43表です。まず左側の表からでございます。1、収益的収支では総収益で5,088万1,000円でございます。これは営業収益の料金収入、いわゆる北海道電力への売電収入が5,087万9,000円、その他で基金利子2,000円となっております。総費用では2,579万8,000円、これにつきましては営業費用で2,492万1,000円、営業外費用では地方債利息87万7,000円でございます。収支差引では2,508万3,000円となっております。

次に2の資本的収支でございますが、資本的収入はありません。資本的支出では3,379万9,000円、これは地方債償還金でございます。資本的収支の差引きはマイナス3,379万9,000円となっております。

次に右側の表ですが、3収支再差引は871万6,000円となっております。4積立金は2,000円です。5前年度からの繰越金は1,122万1,000円です。7単年度の収支は250万3,000円で、8翌年度に繰り越すべき財源となっております。

続きまして77、78ページの第44表から第46表につきましては、地方債関係の資料となっております。内容につきましては説明を省略させていただきます。

次に79ページ、第47表主要施策効果表でございます。事業名、風力発電事業、決算額5,959万9,000円、全額一般財源でございます。洋上風車2基の稼働実績は、発電量316万193キロアットアワー、平均風速毎秒88.5メートル、売電収入は5,087万9,10

3円となっております。事業効果といたしましては、環境に負荷をかけないクリーンエネルギーの推進及び創出等が図られたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

◎追加日程第11 認定第11号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第11、認定第11号平成29年度せたな町病院事業会計決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは病院事業会計につきましては別冊の平成29年度病院事業会計決算附属資料にて説明をさせていただきたいと思っております。すでにお目通しをいただいていることと存じますので、概況の説明とさせていただきます。

資料は2ページをお開きください。病院事業全体の概況でございます。平成29年度のせたな町病院事業は、せたな町立国保病院と大成、瀬棚両診療所と連携し、一次医療を中心に地域住民の医療ニーズに応えるべく努力してまいりました。町内唯一の救急告示病院であるせたな町国保病院では、時間外患者数1,297件、1日平均3.6人を受け入れました。地区別については記載のとおりでございますが、救急搬送による搬送は時間外165件のほかに、日中帯298件、計463件の受け入れをしているものでございます。収益的収支につきましては町から交付税措置分、いわゆるルール分の2億204万4,000円を含む4億2,092万7,000円を繰入れたことにより、収益は12億9,369万1,000円、費用は12億7,789万円、差引1,580万1,000円の黒字となったところでございます。

資本的支出につきましては、一般会計からの繰入金2,426万2,000円を含めて、収入は3,727万9,000円、支出では建設改良費、企業債償還金等6,160万4,000円となりました。不足する額2,432万5,000円は損益勘定留保資金にて補填をいたしたと

ころでございます。

続きまして各医療機関ごとに説明をさせていただきます。

資料は6ページをお開きください。せたな町立国保病院の概況でございます。平成29年度は医師5名体制で外来、入院診療及び24時間体制の救急医療に当たっておりましたが、途中3名の医師が退職したことにより厳しい運営状況となりました。北海道大学や北海道地域医療振興財団等からの応援医師の派遣をいただき、また病床利用率が低水準で推移してきたことから経営の効率化を図るために一病棟とし、病床数の適正な配置に努めたところでございます。委託診療として、眼科、婦人科、循環器内科の継続、また週2回の夜間診療を実施し町民の利便性も図りました。医業収益としましては、入院はサービス向上することにより加算への取組み評価し、入院数は減ったものの、前年比2,713万1,000円増の3億4,713万円、外来は前年比871万9,000円減の2億3,295万6,000円となりました。

医業費用では、前年比2,189万3,000円の減の9億3,226万4,000円となりました。主な要因は、医師数の減による給与費を大きく削減したことに加え、物流管理システムを導入し、過剰在庫を置かず適正管理に努めたことにより材料数が減額されたことによるものです。なお一般会計から救急医療の確保や不採算病院の運営に関する経費のために交付税措置分1億8,070万9,000円を含む3億2,529万8,000円の繰入を行いました。これにより収入額は9億5,138万2,000円、支出額9億3,473万1,000円、差引1,665万1,000円の黒字となりました。資本的支出では、アスベスト被害の未然防止のために煙突の改修工事、自動散薬分包機などの医療機器の導入、医療職確保のための奨学金など、支出額4,884万8,000円、収入額は3,081万9,000円となり、不足する1,802万9,000円は損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして30ページをお開きください。せたな町立国保病院瀬棚診療所の概況でございます。瀬棚診療所は地域に密着した医療機関として、初期医療を中心に住民医療のニーズに応じております。時間外、夜間、休日等の救急患者につきましては、せたな町立国保病院で対応しております。患者数は医科が診療日数218日で1日平均48.2人、前年比2.5人の減、歯科で230日、1日平均26.6人で前年比0.9人の減となりました。

医業収益は外来収益が医科7,882万円、前年比55万5,000円の減、歯科で2,850万8,000円、前年比232万6,000円の減、その他医業収益1,588万7,000円で、76万1,000円の増となりました。医業外収益としては交付税負担金の1,419万円を含む4,670万9,000円を一般会計からの繰入れを受けました。費用については前年比191万7,000円増の1億7,346万1,000円となりました。これらの結果から236万2,000円の黒字決算となったところでございます。

資本的支出は、収入が町からの繰入金などで369万5,000円、支出では企業債償還金25万4,000円、医療機器購入406万7,000円、不足する62万6,000円は損益勘定留保資金から補填したところでございます。

続きましては49ページをお開きください。せたな町立国保病院大成診療所の概況でございます。大成診療所は初期診療を中心に地域住民の医療ニーズに応え、平日の外来、訪問診療に加え、

月曜日から木曜日までは夜間救急にも対応しております。金曜日の夜間と土曜、日曜、祝日の救急対応はせたな町立国保病院で行っております。外来患者数は1日平均34.9人、前年比3.1人の減、医業収益は1億1,663万8,000円、前年対比1,007万3,000円の減となりました。人口減によるもの、外来患者の減少や薬価改定、後発医薬品の導入に伴う投薬収入の減少が要因として挙げられます。

費用につきましては、医業費用が1億6,888万9,000円、前年対比1,135万2,000円の減となりました。これらの結果、収益的収入は町から交付税措置714万5,000円を含む4,892万円を繰入れ、合計1億6,595万7,000円、収益的支出は1億6,916万9,000円となり、差引321万2,000円の赤字決算となったところでございます。資本的支出は記載のとおり睡眠評価装置購入事業と企業債償還に関するものですが、資本的支出に対して、収入が不足する567万円につきましては損益勘定留保資金にて補填したところでございます。

今後の病院事業につきましては国保病院と各診療所一層の連携を図り、公的医療機関の体制の確立を図ってまいります。

以上で病院事業会計の説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

○議長（菅原義幸君） 以上をもちまして追加日程第1号の追加1について終わります。

ただ今から休憩いたします。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第5 決議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、決議第1号平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議を議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

細川議員。

○1番（細川伸男君） ただいま上程されました決議第1号平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議の提案理由を申し上げます。

この決議は議会運営委員会の委員で提案するものです。地方自治法第233条第3項は普通地方公共団体の長は、通常予算を議する会議までに決算を議会の認定に付さなければならないと義務付けております。決算が団体意思の確認として行われることを考えれば、審議未了となった一般会計決算については、再提出して認定に付し議会の審議を経ることが必要である。

よって平成29年度一般会計決算の今会期中の提出を強く求めるものです。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

熊野議員。

○副議長（熊野主税君） 今の件なんですけども、決算審査特別会でも私述べたとおりですね、地方自治法の233条3項というのは、考え方、捉え方っていうのはそれぞれあるんじゃないかという意見を述べたところであります。しかしながら、今回、議会運営委員会の皆さんのいろいろ努力の結果、こういう決議を提案したということ考えれば、私は別の考え方も持っておりますが、この決議に対しては賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 質疑の部分だったんですが。

○副議長（熊野主税君） ありません。

○議長（菅原義幸君） 質疑はございませんか。

熊野議員。

○副議長（熊野主税君） ありがとうございます。でしたら委員長に私もそのような考えがあったということだけは、委員長は理解していただいていたかということだけは、すいませんご答弁願います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） わかりました。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号ないし議案第12号及び議案第33号ないし議案第38号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第1号平成31年度せたな町一般会計予算から議案第12号平成31年度せたな町病院事業会計予算までの12件と、議案第33号指定管理者の指定から議案第38号指定管理者の指定についてまでの6件、合せて28件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは平成31年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、新元号を迎える新年度の町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私はこれまで、町民が笑顔で安心して暮らせる町、ゆとりと豊かさを実感できる町、活力と魅力にあふれる町を目指し、まちづくりを進めてまいりました。この間、政治や経済が大きく変動する中で、せたな町を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、着実に町政を推進できたことは、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力の賜物と、心からお礼を申し上げます。

さて我が国においては、政府の経済政策により景気は回復基調にあるものの、地方においてはそれを実感することはできていません。本町においても、人口減少や少子高齢化など取り組まなければならない課題は多く、その課題に向き合い持続可能な自治体経営を維持するために、産業の振興、介護、福祉の充実、交流人口の拡大、健全な財政運営など、これまでの取組を更に推し進めてまいります。第2次せたな町総合計画のスローガンである輪になってつなぐせたなの夢未来、みんなが主役、笑顔あふれるまちづくりの実現に向け、この町の魅力と資源を最大限に生かし、将来にわたって安心して暮らし続けられる町を目指して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

平成31年度せたな町予算については、国の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ、予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。総額は前年度比3.5%減の87億1,367万6,000円となったところであります。歳出の主な事業は、新規事業が賃貸住宅整備促進支援事業、デマンドバス運行事業、行政防災無線デジタル化整備事業など、継続事業は本庁舎長寿命化改修事業、農業、漁業、商業チャレンジ等支援事業、町民プール新築事業などとなっております。

一方、歳入では、全体の55.8%を占める地方交付税は、普通交付税が前年度比4.2%減の42億8,469万7,000円を、特別交付税は前年度比1.7%減の5億8,000万円をそれぞれ計上いたしました。地方債は、適債事業7件と臨時財政対策債の合わせて8件で、前年度比9.6%減の9億4,300万円を計上いたしました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算について申し上げます。国民健康保険事業特別会計など10特別会計の総額は、前年度比6.8%減の33億3,358万1,000円となったところであります。病院事業会計は、収益的支出が13億1,907万7,000円、資本的支出は3,462万9,000円を計上いたしました。以下、主な施策について申し上げます。

第1に、いつまでも健康に暮らせる町の推進に努めます。はじめに保健、福祉、介護施策について申し上げます。誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実に努めてまいります。

保健施策については、健診や訪問指導などの母子保健事業を通じ、安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健の推進に努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践し、積極的に健康づくりの推進に努めてまいります。地域福祉、高齢者施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくり、権利擁護などの相談、生活支援体制の充実に努めてまいります。介護人材確保、育成支援事業については、質の高い介護サービスの安定的な供給が計られるよう努め、平成29年度から実施の住民ボランティアによるサロン活動や訪問による生活支援を拡充させ、在宅での生活が維持できるよう引き続き取り組んでまいります。また認知症になっても安心して生活できるよう、認知症サポーターの養成や地域で見守りができる体制づくりなど、認知症予防事業及び相談支援体制の充実に努めてまいります。

障がい福祉施策については、第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めるとともに、不自由なく気軽にせきた町の観光を楽しんでいただけるよう継続してバリアフリーレジャー事業を実施してまいります。

子育て支援については、第1期せきた町子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を展開し、本年度がその最終年となることから、保護者等のニーズに十分配慮した次期計画の策定に取り組んでまいります。小学校就学前児童の教育及び乳幼児保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所を運営するとともに、留守家庭の放課後児童対策として学童保育所を継続して運営してまいります。また子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら、子育て家庭への支援に努めてまいります。

国民健康保険事業については、道や国保連合会と更に連携を密にし、国保事業の円滑な運営に努めてまいります。また被保険者の健康増進や医療費適正化への取組として、疾病の早期発見や生活習慣病予防を目的とした各種がん検診、特定健康診査の受診率の向上や特定保健指導の実施率向上に努めてまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。医療については、人口減少と医療保険制度の変化、医療に対するニーズの変化により、地方の公立病院を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

国保病院においても厳しい運営状況となっており、特に、医療スタッフの確保は難しい状況にあります。平成29年3月に作成した新設な町立国保病院改革プランに基づき、病床の1病棟化などの改革を進め、本年度は、地域包括ケアシステム構築の一端を担うため、現在行っている訪問診療に加え、在宅医療と訪問看護にも取り組んでまいります。病院運営については、より住民ニーズにあった病院機能について、将来に向けてどのような医療環境を整えていくのか、介護、福祉、保健と連携し検討してまいります。また老朽化した町立国保病院の改築については、本年度基礎調査に着手し、次年度にかけて基本構想、基本計画を策定してまいります。今後も医療スタッフの確保に努め、診療所との連携のもと、救急告示病院として救急医療、初期医療、慢性期疾患などに対応する体制を堅持し、町民の安心・安全を守ることができるよう努力してまいります。

第2に地域の魅力を産業の活力にかえる町の推進に努めます。

昨年12月30日にTPP協定、また日EU、EPAが本年2月に発効され、更には日米物品貿易協定の交渉開始が合意され、我が国の産業は自由化時代に突入し、本町の産業を取り巻く情勢は厳しい状況にあると感じております。このような状況下で、1次産業を基幹とする本町にとっては、持続的な発展が不可欠であることから産業団体との協働による施策の展開と併せ、産業後継者などへの支援を引き続き行い将来の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。農業振興については、農業者や関係機関、団体の総意として策定した、せたな町農業振興ビジョンを基本に喫緊の課題である担い手確保対策として、新規就農に結びつく研修生の受入れなどに支援するほか、7年目を迎える農業塾の更なる充実を図り、農業青年の育成に努めてまいります。また農業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組や農業経営基盤の強化を図ろうとする農業者に対して、引き続き農業チャレンジ等支援事業を実施するとともに、地震や台風などの自然災害による停電で営農が困難となる農家に対し、安定した農畜産物の生産を図るため、発電機などの導入に係る費用を支援してまいります。平成27年度から法制化された中山間地域等直接支払交付金事業や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、本町の中山間地域の農用地の保全活動や地球温暖化防止などの取組についても引き続き支援してまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上のため、土壌分析診断事業により土づくりの推進や各種作物の栽培品種試験やブロッコリーの苗の供給、潮トマトの品種、栽培技術面での支援を行ってまいります。

畜産については、肉牛や乳用牛の素牛価格は堅調に推移しているものの、依然、飼料価格は高止まり傾向にあり、畜産農家にとっては省力化や飼養コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から町営牧場の利用促進を図り、草地及び乳牛等の適正な管理に努めてまいります。また4期目となる優良家畜導入事業についても継続して支援し、生産性の向上と農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、農業、農村整備事業について申し上げます。生産基盤の整備については、町が事業主体である農地耕作条件改善事業により農地の暗渠排水事業を実施し、圃場条件の改善と作業の効率化に努めてまいります。また道営若松地区農地整備事業を実施するため、専門員による現地調査

を実施いたします。農業水利施設管理については、大富地区排水機場のポンプやエンジンなどの分解整備工事、西兜野排水機場の高架水槽の更新を行うことにより、農業排水の効率向上と防災対策に努めてまいります。

次に、林業について申し上げます。森林の整備、保全については、せたな町森林整備計画に基づき取り組んでまいります。一般民有林については、未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、除間伐、下刈、作業路、間伐材等の搬出などの事業への補助により森林所有者の負担軽減を図り、計画的な森林整備の促進を図ってまいります。町有林については、循環利用造成工事を実施し、公益的機能の発揮を図るとともに森林づくりに取り組んでまいります。有害鳥獣による農林水産物等の被害と捕獲数は増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手育成のため、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続を図るほか、関係機関と連携した効果的な対策を講じてまいります。

次に、漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため、ウニ移殖事業については、引き続き町単独事業として実施するほか、檜山管内広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流についても引き続き支援してまいります。また道が策定した日本海漁業振興基本方針を基調に、持続可能な漁業振興を図って行くため、所得の向上や経営の効率化に向けた取組を行う漁業者を支援する漁業チャレンジ等支援事業を引き続き実施してまいります。

水産種苗育成センターについては、町内の漁業者から要望の強いアワビ、ナマコの種苗生産体制を強化し、前浜資源の確保と経営の安定に向けた支援に努めてまいります。また漁業者自らが行なう藻場の保全活動など、環境保全に対する取組に支援するほか、漁業資源を守るための密漁対策についても、町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。

漁港、港湾については、関係機関、団体との連携を図りながら瀬棚港修築事業や漁港の機能保全事業により、施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから、既設砂防ダム等の堤体の切り下げを関係機関に粘り強く要望してまいります。

次に、商工観光について申し上げます。商工業の振興及び商工会の適正な運営のため、中小企業経営安定資金融資事業や商工会の運営に引き続き支援してまいります。また事業拡大や新規開業などに意欲的に取り組む事業者などには引き続き商業チャレンジ等支援事業により、積極的に支援してまいります。

観光振興については、一昨年せたな町で撮影された、そらのレストランが今春、待望の全国公開されました。映画を観て、美味しいせたな、楽しいせたな、美しいせたなを体験しに訪れる観光客を迎える体制を、包括連携協定を結ぶ株式会社クリエイティブオフィスキュー、そして観光協会と連携しながら創出し、各種観光の振興、地域の活性化を図ってまいります。また北渡島檜山4町地域連携による食と観光の取組や、せたな3大イベントへの助成は継続して実施し、地域おこし協力隊による特産品の開発や磨き上げ、販路の拡大を推進し、せたなブランドの確立に向けて積極的な活動を続けてまいります。

温泉宿泊施設については、指定管理者制度により、お客様へのサービス向上とコストの削減を

図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、西大里地区での民間事業者による大規模風力発電事業が平成31年度中の試験、本格稼働を目指して工事が進められます。また海洋再生可能エネルギー整備法が成立し、洋上風力発電への関心が高まっている中、全国風サミットを開催し、促進地域の指定に向け、風資源の有力地であるせたな町を全国にPRします。

第3に自然を守り、安全にすごせる町の推進に努めます。

快適な日常生活を送るうえで欠かせない上下水道事業について申し上げます。水道事業については、災害時などの対応として水道施設への非常用発電機設置工事及び老朽化した施設の改修工事を実施し、適正な維持管理を図り、安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営に努めてまいります。下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、大成区において未整備地区に係る污水管の新設工事を実施するとともに、下水処理場や各ポンプ所の適正な維持管理を実施いたします。また漁業集落排水施設につきましては、機能保全計画を策定し、適正かつ安定した汚水処理に努めてまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金事業や小型家電リサイクル事業を引き続き実施するほか、北部桧山衛生センター組合におけるごみの分別の徹底や資源化、減量化により循環型社会の形成と推進を図ってまいります。また公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に、消防、防災体制について申し上げます。消防については、消防職員の資質の向上を図り、災害等への迅速な対応ができるよう更なる強化に努めてまいります。防災については、現在運用しているアナログ防災行政無線の使用期限が平成34年11月末までとなっていることから、デジタル化に向けて整備してまいります。また自主防災組織の活動は地域の被害を軽減させるために大変重要な役割を担うことから、引き続き自主防災組織の設立と活動の推進に努めてまいります。

次に、河川の整備について申し上げます。河川の内水被害対策として、1級河川後志利別川の河道掘削などが実施されるほか、2級河川においても太櫓川、真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であります。これらの事業が早期完成となるよう今後も国や道に対して強く要請してまいります。また、過去に内水被害をもたらした他の河川の早急な対応についても引き続き関係機関に強く要請してまいります。

次に、交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。交通安全の推進については、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故撲滅に向け、交通安全教育などの取組を一層推進してまいります。防犯活動については、新たに公共施設へ防犯カメラを設置し、警察署をはじめ関係機関との連携のもと、防犯意識の高揚を図るとともに、近年多様化している特殊詐欺などの被害防止のための情報提供や啓発活動に努めてまいります。消費者対策については、消費者からの苦情相談に適切に対応する相談窓口の充実や消費者教育の推進、消費者被害防止の啓発活動などに取り組んでまいります。

次に、町有施設の解体については、周辺環境に配慮し、老朽化した旧うどまり荘のほか、用途

を終えた施設や教職員住宅などを解体することとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策として、認定された特定空家の解体に対し助成してまいります。

第4にだれもが便利さを実感できる町の推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車輛による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路、渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進、早期完成について、関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の落石防止や雪崩対策などが早期に完成するよう関係機関に引き続き要請してまいります。町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、000代橋の補修工事を行い、今後の維持管理費の縮減を図ります。町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の補修や道路排水、防護柵の改修、除草、除雪など維持管理に努めるほか、平成29年度から着手している町道公園通3号線の改良舗装事業が本年度で最終年となり、新たな生活道路として整備が図られます。また地域からの強い要望であります、町道防雪柵の整備については、丹羽地区及び愛知地区において雪況調査を行い、社会資本整備総合交付金を活用した事業化に向け検討してまいります。定住の基盤となる快適な住環境の整備については、各町営住宅などの状況を確認し、改修工事を実施しながら適正な維持管理に努めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、川沿団地の屋上防水改修や丹羽団地の解体工事を実施いたします。また移住定住人口の確保などを目的に、良質な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅整備支援事業を創設いたします。移住対策については、今金町との2町連携により、半島振興広域連携促進事業補助金を活用し、移住体験事業を実施いたします。町内に在住する独身男女に、出会いと交流の場を提供する出会いの広場を開催し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。公共交通については、太櫓線の路線バスと患者輸送バスを廃止し、スクールバスとの一部統合や予約運行となるデマンドバスの本格運行を実施します。また須築線についてもデマンドバスとして運行することとし、引き続きせたな町地域公共交通網形成計画に基づき、効率的かつ利用者の利便性を高める公共交通の形成に向けて取り組んでまいります。

第5に学びやスポーツが楽しめる町の推進に努めます。

子どもたちは、本町の未来をつくる力であり、次世代へ繋げる希望であります。次代を担う本町の子どもたちが、社会の変化に対応しながら、豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化、地域の人材など本町の豊かな教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となった教育の推進が必要であります。そのため、教育委員会や関係機関との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や道徳教育、外国語、文化、スポーツ活動の推進など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢と希望を抱きながら、自ら学ぼうとする意欲が育まれるよう支援してまいります。また地域全体が潤いと

活力に満ち、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めていくために、生涯学習の理念に沿って、町民一人ひとりが自己の充実や生活向上に向け、主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。

第6にみんなの創意工夫が光る町の推進に努めます。

町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施いたします。町内会組織などとの連携においては、引き続き防犯灯の電気料金を助成し、町内会活動を支援するとともに町内会と各種団体が創意工夫により自ら考え、実践し、自治会活動の自主性と活性化を促進する地域連携事業を引き続き実施してまいります。

広域連携事業では、2次医療圏域である北渡島檜山4町で、観光、物産に係る事業展開や誘客促進キャンペーン、スポーツ、文化交流などの取組を継続して進めてまいります。また檜山管内7町の活性化を図るため、東京都大田区との連携事業を引き続き実施し、食と観光フェアや観光モニターツアーなどにより交流人口の増加と地域のPRに取り組んでまいります。

以上、平成31年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ここで昼食休憩に入ります。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成31年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

近年は、グローバル化、情報通信技術の一層の進展や、人工知能などの技術革新、少子高齢化の急速な進行などにより、教育を取り巻く環境も大きく変化してきております。こうした状況の中、これからの教育にあっては、子どもたちがふるさとを愛し、お互いに支え合い、未来を切り拓き心豊かにたくましく生きる力を育むことはもとより、生涯学習社会においては、個々の課題に適切に対応するとともに、全ての町民が生きがいをもって学ぶことができる環境づくりを、学校、家庭、地域、行政が連携、協働し、社会全体で取り組むことが求められております。せたな町教育の推進につきましては、せたなの教育の目指す姿の基本理念であるふるさとを愛し、潤いと活力あふれる人間性豊かな心を育むことを基調に、学校教育、社会教育の推進に努めてまいります。本年度は平成27年度に策定した第2次せたな町教育推進計画の最終年度を迎えることから、第2次計画の評価とともに第3次せたな町教育推進計画の策定に向けて教育関係機関や団体などの意見を徴しながら計画づくりに取り組んでまいります。

それでは、主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。学校教育の推進にあたっては、学習指導要領に示されております生きる力を育むことを理念とし、確かな学力、豊かな心、健やかな体、この三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組むとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを学校教育の重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。また新学習指導要領が小学校では平成32年度、中学校では平成33年度に全面実施されることから、引き続き新学習指導要領への円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。

1点目は、地域と歩む信頼される学校経営についてであります。子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化する中、複雑化・困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため、子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、学校運営協議会委員などの外部の声を学校運営に積極的に反映させ、地域と協働して子どもたちを育む、地域に根ざした学校づくりが推進されるように支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。小中学校においては、学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、学力、体力向上に向けた取り組み、ICT教育、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や、職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。また外国語活動の充実に努めるとともに、コミュニティ、スクールを全ての小中学校に設置するなど、子どもたちが地域社会や世界に目を向け、向き合い、関わりあいながら、これからのよりよい社会を創り出す社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。確かな学力の育成については、児童生徒の発達段階に応じた指導やICT機器を活用するなど、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、家庭と連携し、家庭学習の定着を図るなど学習習慣を育む取組みを推進してまいります。学力向上については、チャレンジテストや各学校で作成する学力向上改善プランを活用し、学力向上を目指すとともに、授業の工夫、改善の取り組みが途切れることのないよう適切な支援を行ってまいります。ICT教育については、授業や学習発表会などの学校行事においてICT機器が積極的に活用されております。児童生徒が授業に集中している様子が見受けられるなど、授業などでの工夫、改善がなされております。平成31年度においては、全小中学校の教師、教室用パソコンについて、OSをアップグレードする他、小学校4校の児童用パソコンの更新とタブレットを導入し、ICTを活用した授業改善の一層の推進と教育の質の向上を図ってまいります。外国語教育については、ALT 外国語指導助手、J-ALTを効果的に派遣し、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上に努めてまいります。総合的な学習の時間においては、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、ALTとのふれあいを通じた異文化交流等を推進してまいります。

4点目は、道徳教育についてであります。北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活

用し、旧瀬棚町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性と社会性を育ててまいります。また道徳推進教諭を中心に、授業の改善、充実に努めるとともに、参観日等での道徳の授業公開をしてまいります。

5点目は、生徒指導についてであります。生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取組みを進めてまいります。

いじめや不登校などへの取組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。また携帯電話やスマートフォンの所持率が小学生でも増加しており、家庭等におけるインターネット環境も普及していることから、ネットトラブル等について関係機関との連携強化を図り、危険性について子どもたちに指導するとともに、教育委員会が示したスマートフォンやゲーム機等の使用に関する「本的なルールを基に、家庭でのルールづくりを進めるなど、保護者への啓発に努めてまいります。

6点目は健康、安全教育についてであります。児童生徒の健全な育成には、規則正しい生活と運動習慣が基本となります。そのため家庭との連携のもとに、テレビやゲームの視聴時間の見直しや早寝、早起き、朝ごはんの励行などの生活習慣の改善に取り組むとともに、どさん子元気アップチャレンジなどに取り組み、運動習慣の定着と体力向上を図ってまいります。また食物アレルギー対応マニュアルを活用したアレルギー研修会を開催し、児童生徒の健康、安全の確保に努めます。食育については、給食時間における学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や、給食だより等による家庭への啓発、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定するなど、積極的に地場産物を利用した給食の提供や、農協などの関係機関、団体等の協力による料理教室等を通じて、食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。安全教育については、不審者、交通事故や災害などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察など関係機関と連携を図り、交通安全教室、防災教室など各種教室を開催し、危険予測、危険回避能力などを身につけさせる安全指導の充実に努めてまいります。

7点目は、特別支援教育の充実にについてであります。特別支援教育については、保護者との共通理解を基盤に、保育所、認定こども園、小中高等学校、せたな町教育支援委員会やせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関との連携のもとに、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員や学習支援員を配置し、それぞれの発達段階に応じた支援、指導に努めるとともに、保育所、認定こども園との情報共有を図ってまいります。

8点目は幼児教育についてであります。幼児教育については、認定こども園と連携し、園児一人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、遊びや様々な体験を積み重ねていく中で、基本的な生活習慣や自立性、協調性、人と関わる力が身につくよう教育活動を支援してまいります。また認定こ

ども園や保育所から小学校への円滑な生活、学習環境の移行を図るため、小学校体験入学や交流学習を年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。

9点目は、教職員の資質向上についてであります。町民、保護者の学校教育に対する期待に応えるため、校内研修をはじめ、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加、学校視察の実施など、教職員が相互に教育実践力を高める研修活動の充実に努めてまいります。教職員の服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、北檜山中学校において盗撮事件が起きるなど町民の信頼を失う不祥事がありました。二度とこのようなことがないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

10点目は、教育環境の整備についてであります。平成31年度は改修工事として、瀬棚中学校の普通教室外部建具改修工事及び高圧受電設備改修工事、久遠小学校のトイレ改修工事及び体育館暖房パネル改修工事等を予定しております。また成績管理などの児童、生徒情報を扱う校務支援システムを小学校に導入し、業務の効率化を図るとともに、教職員の事務負担の軽減を図ってまいります。このほか、緊急性や重要性などを考慮しながら安全な教育施設の維持、管理に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人ひとりが自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。また社会教育委員、スポーツ推進委員や文化財保護審議委員を対象に研修機会の場を設け、資質の向上を図ってまいります。

1点目の幼児教育についてであります。関係課や関係機関との連携協力によるブックスタート事業や、ボランティア団体の協力による、絵本、紙芝居などの読み聞かせ事業の推進を図ってまいります。また子育て講座や幼児英会話教室など、親子で体験できるふれあい事業を充実させるとともに、子育てサークルなどのネットワークづくりを進めてまいります。

2点目の少年教育についてであります。本町の恵まれた自然環境や基幹産業である農漁業体験を通したふるさと学習の推進を図ってまいります。平成31年度についても、新函館農業協同組合若松基幹支店の協力のもとで、農作物の植え付けから収穫、調理までの体験を通じて、ふるさとの産業、食についての理解を深めてまいります。

また、アート教室や芸術鑑賞事業舞台劇等を開催し、児童生徒の豊かな感性を培うとともに、放課後や休日学習を拡充し、町内出身の大学生等の学生ボランティアや地域住民ボランティアの協力を得ながら学びの場の提供に努めてまいります。各種事業については、随時、檜山北高等学校と連携し、高校生のボランティア活動を通したリーダー育成を進めてまいります。

3点目の青年、成人教育についてであります。青年、成人教育においては、趣味、教養に関する学習機会を提供するとともに、個人やグループの学習ニーズに対する支援体制の充実に努めてまいります。平成31年度においては、若者を中心とした集い、交流事業を継続し、自主的な地域活動の取組みを進めてまいります。また地域の課題解決や、子どもを地域全体で育てることを目的とした学習機会を定期的に提供するとともに、町内全ての学校に設置されるコミュニティ、スクールの円滑な運営を支援するため、地域学校協働活動を推進してまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。活動拠点として各区に高齢者大学を開設し、多様な学習機会の提供や、異世代交流事業や合同事業等、生きがいにつながる学習活動の充実に努めてまいります。

また、長年培ってきた豊かな知識や技術を活用し、学校授業や社会教育事業における人材活用を図ってまいります。

5点目の芸術、文化についてであります。芸術鑑賞事業実行委員会による、幅広い分野の芸術文化鑑賞事業への支援の他、文化講演会、文化協会との連携によるカルチャー教室や町民文化祭など、誰もが参加できる機会の充実に努め、芸術、文化の振興に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動の発表機会として、社会教育施設等において町民ギャラリー展を開催してまいります。

6点目の文化財の保護についてであります。本町の貴重な文化財等については、郷土館や生涯学習センター等において適正な維持管理による保護、保存、調査研究及び情報発信に努めるとともに、文化財に関わる定期的な展示会や特別展の開催に努めてまいります。

また文化財の保護思想の普及を進めるとともに、アイヌ文化などの北海道史に関わる学習機会や文化財を活用した体験事業などを通してふるさと学習を推進してまいります。

7点目の国際交流についてであります。広く世界に目を向け、グローバルな視点をもって国際理解を深めていくために、世界の異文化に直接触れる機会の充実が必要です。平成30年度から実施しております海外派遣事業については、中学生を対象として海外文化に身近に触れるなど、様々な体験を通して国際理解を深めてまいります。ALT、外国語指導助手による地域での英会話教室は、幼児から高齢者までレベルに応じたプログラムを提供するとともに、北渡島檜山4町地域連携事業としてイングリッシュキャンプを継続し、4町の小中学生が宿泊研修を通して外国文化とふれあう機会を提供してまいります。

8点目の読書活動についてであります。各図書施設において気軽に本とふれあう機会を提供する図書館d eカフェや読み聞かせ会などの図書館事業を充実させるとともに、リクエスト対応など日常的なサービスの提供に努めてまいります。また5カ年計画の2年目となります、せたな町子どもの読書推進計画を基本に、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校に学校図書室支援員を派遣し、児童、生徒の最も身近な読書環境の整備と読書活動の充実に努めてまいります。

9点目の生涯スポーツについてであります。誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。幼児期については、多様な動きや体力、運動能力の基礎を培うための運動教室事業、認定こども園、保育所等への訪問指導、保護者、保育士等を対象とした指導者講習会を継続し、幼児が楽しく体を動かすことができるよう学習機会を提供するとともに、幼児期の運動教室事業を継続して取り組めるよう、小学生のフォローアップ教室の充実に努めてまいります。少年期については、学校、スポーツ少年団と連携したスポーツ実技教室や、北海道のプロチームによるスポーツクリニック事業など、技術のレベルアップに関わる学習機会の提供に努めてまいります。健康志向への高まりに対応するため、身体のケアや楽しみながら歩くことなど、健康づくりを目的とした講

座を開催するとともに、気軽に取り組める軽スポーツの普及を図ってまいります。みんなで歩こう会は、町内外に広く情報を発信し、参加者の交流を深めてまいります。またスポーツ指導者等を対象とした研修機会の提供、スポーツ指導の環境整備に努めてまいります。平成31年7月オープン予定のせたな町民プールについては、幼児や初心者を対象とした水泳教室や定期的な水中運動講座等を実施するほか、北翔大学と連携を図り、レベルアップやトレーニングに関わる事業を開催するなど、プール施設の利用拡大に努めてまいります。

10点目の海洋スポーツについてであります。海洋スポーツについては、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを各区において展開し、地域の身近な教育資源を活用したふるさと学習を推進するとともに、着衣泳、ライフセービングなど「水辺の安全」に関する学習機会の提供に努めてまいります。またB&Gセンター、インストラクターを養成するため、沖縄県への研修会派遣や、町独自のB&Gリーダー養成講習会を開催し、多くのリーダー養成と指導体制の充実を図るとともに、B&G海洋クラブや指導者会との連携のもとで海洋スポーツの普及に努めてまいります。

11点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。平成31年度は、せたな町民プールの7月オープンに向けた準備を進めてまいります。このほか、緊急性や重要性を考慮しながら社会体育施設の適切な維持、管理に努めてまいります。

以上、平成31年度の教育行政執行にあたって基本方針について述べさせていただきました。教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、町民の皆様の教育行政に対する期待に応えるため、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（菅原義幸君） 次に議案第1号から議案第12号までと議案第33号から議案第38号まで18件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。上程いたしました議案第1号から議案第12号までの12件につきまして予算概要を一括してご説明を申し上げます。

議案第1号平成31年度せたな町一般会計予算の総額は87億1,367万6,000円でございます。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。1款議会費では、議員報酬、議員期末手当、交際費などについて計上いたしました。

2款総務費では、ふるさと応援寄附金返礼品、本庁舎長寿命化改修工事、町有施設解体工事、農業チャレンジ等支援事業補助金を含む、地方創生推進交付金事業などに係る経費について計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計予算などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費などについて計上をいたしました。

4款衛生費では、各種検診に係る経費やインフルエンザワクチンなど予防接種に係る経費、病

院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上をいたしました。

5款労働費では、渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や優良家畜導入事業補助金、農地耕作条件改善工事、漁業チャレンジ等支援事業補助金などについて計上をいたしました。

7款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、商業チャレンジ等支援事業補助金、各種観光施設等の維持管理経費、温泉施設の指定管理料などについて計上をいたしました。

8款土木費では、町道等除排雪業務などの道路維持費、町道舗装補修事業などの地方道改修事業、瀬棚港修築事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、防災対策として防災行政無線デジタル化整備事業、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。

10款教育費では、小中学校のICT機器導入事業、町民プール新築事業、社会教育及び保健体育に係る経費などについて計上をいたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子など償還金について計上をいたしました。

12款職員給与費では特別職3人、一般職149人の給料、諸手当などについて計上をいたしました。

一方、歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画に基づき、普通交付税、特別交付税合わせて48億6,469万7,000円を見込み計上をいたしました。町債につきましては、臨時財政対策債など8件の借入れを計上いたし、収支の均衡を図ったところでございます。

次に議案第2号でございます。平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は13億2,391万8,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費給付金などの経費を計上してございます。

議案第3号、平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億5,107万円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第4号、平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億2,761万4,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上してございます。

次に議案第5号、平成31年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は6,281万8,000円で、通所介護サービス事業や介護予防支援事業などの経費を計上してございます。

次に議案第6号、平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億2,035万6,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備事業などの経費を計上してございます。

議案第7号、平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は1,525万5,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上してございます。

次に議案第8号、平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は3億6,551万3,000円で、下水道施設の維持管理経費や下水道新設工事などの経費を計上してございます。

議案第9号、平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は1,462万1,000円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上してございます。

議案第10号、平成31年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は5,049万1,000円で、風力発電施設の維持管理経費や起債償還金などを計上してございます。

議案第11号、平成31年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算の総額は192万5,000円で、フェリーターミナルの維持管理経費を計上してございます。

議案第12号、平成31年度せたな町病院事業会計予算の総額は収益的収入及び支出ともに13億1,907万7,000円、資本的収支の収入は1,856万4,000円、支出は3,462万9,000円を計上したものでございます。

以上が一括上程いたしました議案12件の概要でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 副町長に申し上げます。議案33号から議案第38号までの6件の議案についても提案理由の説明を求めました。説明を要求いたします。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは議案のその3でございます。議案第33号でございます。指定管理者の指定でございまして、温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に議案第34号でございます。こちらも指定管理者の指定でございまして、国民宿舎あわび山荘の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

議案第35号指定管理者の指定でございます。瀬棚高齢者グループホームあさなぎの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に議案第36号でございます。こちらも指定管理者の指定でございまして、せたな町米乾燥貯蔵施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に9ページでございます。議案第37号指定管理者の指定につきましては、せたな町玄米ばら集出荷施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に議案第38号こちらも指定管理者の指定でございます。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

提案理由は以上でございます。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただ今議題となっております18件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く10名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第12号までと議案第33号から議案第38号までの予算関連議案は議長を除く10名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これに、ただ今議題としている18件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。ここで予算審査特別委員会は、別室において正副委員長長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時49分

再開 午後2時08分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に平澤等委員、副委員長に石原広務委員が互選された旨報告がありました。

ただ今から2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第13号

○議長（菅原義幸君） それではこれより議案審議に入ります。

日程第7、議案第13号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1億1,737万4,000円を減額し、補正後の予算総額を96億604万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、各種基金への積立金、国保病院の不採算経費分などに係る病院事業会計への繰出金、イカ釣り漁業燃油支援事業補助金、国の第2次補正予算によるプレミアム付商品券事業経費などのほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして、継続費の変更1件、繰越明許費の設定1件、債務負担行為の追加2件、地方債の変更9件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでははじめに議案その1の6ページでございます。第2表継続費補正からご説明をいたします。継続費の変更につきましては平成30年度31年度の継続事業でございます。10款教育費、5項保健体育費、町民プール新築事業でございます。事業費精査により総額及び年割額をそれぞれ記載の額に変更するものでございます。

次に7ページでございます。第3表繰越明許費の設定1件でございます。2款総務費、1項総務管理費、プレミアム付商品券事業につきましては、国の第2次補正予算により実施する事業でございます。今回補正をお願いしているものでございます。後ほど歳出でご説明いたしますが、事業を実施するにあたって必要となる義務的経費121万1,000円を翌年度に繰越をするものでございます。

続きまして8ページでございます。第4表債務負担行為の追加2件でございます。平成30年度に借入れた中小企業経営安定資金と漁業近代化資金に対する利子補給につきましては、債務負担行為の追加をするものでございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりとなっております。

次に9ページでございます。第5表地方債の変更9件でございます。事業費の精査などにより限度額を精査するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりまして補正の内容につきましてご説明させていただきます。すでにお目通しをいただいているものと思いますので、説明は簡潔にさせていただきますと思います。また年度末を控えての補正でございますので、執行残精査の説明は省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願いを申し上げます。

それでは資料5ページの歳出からご説明いたします。議案は26ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節の報償費では執行経費精査によるふるさと応援寄附金返礼品2,550万円の減額でございます。12節役務費では、ふるさと応援寄附金に伴いまして返礼品の送料1,105万円及び手数料で1,515万2,000円の精査でございます。15節工事請負費では本庁舎長寿命化改修工事の入札執行残精査でございます。続きまして6目基金管理費では5,262万円の減額でございます。議案では28ページになります。25節積立金でふるさと応援寄附金の減額及び基金運用収入の精査によりまして、各基金をそれぞれ補正するものでございます。続きまして7目企画費では、執行経費精査による地域連携事業補助金の減額でございます。11目光ファイバ網管理費380万円の減額につきましては、IRU設備支障移転等業務でございます。北海道開発局との調整によりまして施工時期が次年度になったことによるものでございます。次に12目総合支所改修事業費199万1,000円の減額は、両総合支所の発電機設置工事の入札執行残精査でございます。続きまして13目地方創生推進交付金事業費では、新規就農研修支援事業補助金及び農業チャレンジ等支援事業補助金で、それぞれ執行経費の精査でございます。続きまして14目諸費では、移住定住促進住宅奨励金150万円

の精査でございます。次の15目につきましては目の新設でございます。議案では32ページになります。先ほどの繰越明許費の設定でご説明で申し上げましたプレミアム付商品券事業でございます。国の第2次補正予算により措置されたものでございます。職員の時間外勤務手当、普通旅費、消耗品費及び印刷製本費を追加するものでございます。財源につきましては全額国庫補助金となっております。

続きまして資料の6ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では2,315万3,000円の減額でございます。20節扶助費では事業費精査による灯油購入助成費の減額でございます。28節繰出金では事業費精査等による国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金の減額のほか、通所介護サービス事業費等の精査による介護サービス事業特別会計への繰出金378万2,000円の追加となっております。続きまして3目老人福祉費では、19節負担金補助及び交付金のせたな雅荘運営事業助成金1,950万円を追加するものでございます。議案では34ページとなります。午前中の行政報告でご報告を申し上げますが、介護報酬の収入減及び人件費の高騰などの影響により、今月いっぱいをもって閉じることとなりました、せたな雅荘への運営費助成をするものでございます。続きまして20節扶助費では、人件費精査による老人福祉施設入所措置費の減額となっております。次に5目障害者福祉費では、19節で児童発達支援・放課後等デイサービス事業負担金135万2,000円を追加するものでございます。給与改定に伴う施設職員の人件費の増及び施設電気料の増により負担金が増加したものでございます。20節扶助費では、給付費精査による各給付費の減額となっております。続きまして9目重度心身障害者医療費助成事業費では、20節の事業費精査による重度心身障害者医療費助成費の減額となっております。

続きまして3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では20節扶助費で、扶助費の対象児童数の減により児童手当及び執行経費精査による子ども医療費助成費の減額となっております。続きまして2目保育所費では、臨時保育士等賃金の執行残精査でございます。3目認定こども園費では、同じく臨時保育士等賃金及び賄材料費の執行経費精査でございます。

続きまして資料の7ページになります。議案の40ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では2億312万7,000円を追加するものでございます。7節では臨時保健師が確保できなかったことによる賃金の減額でございます。次の28節繰出金では、病院事業会計繰出金2億1,936万5,000円の追加及び簡易水道事業特別会計繰出金1,304万3,000円の減額でございます。続きまして3目健康づくり事業費では13節委託料で受診者数の減による、がん検診業務の精査でございます。

続きまして4款衛生費、2項清掃費、2目し尿処理費では、13節の委託料及び19節負担金で、収集量の減に伴いましてし尿収集運搬業務及びし尿等処理分負担金をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費でございます。応募者がなかったことによります地域おこし協力隊の報酬の減額となっております。続きまして5目農地費では事業費精査による農地耕作条件改善工事の減額でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費では19節で、第1種猟銃免許取得者1名分

の狩猟免許取得補助金30万円を追加するものでございます。続きまして2目林業振興費では、19節で搬出材の増によります森林活性化間伐材等搬出支援事業補助金65万円を追加するものでございます。

次に6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費では、19節で事業費精査によります日本海漁業振興対策事業補助金の減額及び記録的な不漁となったイカ漁の漁業者に対しまして経営の安定化を図るため、イカ漁に要した燃油購入費用の一部を支援するイカ釣り漁業燃油支援事業補助金508万6,000円を追加するものでございます。続きまして3目漁港管理費では、19節で事業の実施対象から外れたことによります水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額でございませう。

続きまして資料の8ページになります。議案では48ページになります。7款1項ともに商工費、1目商工振興費では、19節で執行残精査による商工業チャレンジ等支援事業補助金の減額でございませう。次に2目観光振興費では、応募者がいなかったことによります地域おこし協力隊員の報酬の減額でございませう。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費では、施設の維持管理に係る電気料72万円及び修繕料25万円を追加するものでございませう。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、7節賃金で採用者がいなかったことによります臨時技術員賃金の減額なつてございませう。次に11節需用費の光熱水費では、道路施設電気料94万5,000円を追加するものでございませう。

続きまして8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費では、瀬棚港の照明器具取替修繕料で73万2,000円を追加するものでございませう。続きまして2目港湾建設費では、国直轄事業費の精算による瀬棚港修築事業負担金の減額でございませう。

8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費では、事業費精査による公共下水道事業特別会計の繰出金の減額でございませう。

続きまして資料9ページになります。議案では54ページでございませう。9款1項1目ともに消防費、19節で檜山広域行政組合消防費負担金146万4,000円の減額でございませう。補正の内容につきましては、別紙でお配りをしております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけるものでございませうが、職員の人件費及び団員の報酬、事業費の精査などによる減額となつてございませう。

続きまして10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、運賃の値上げ及び利用回数が増えたことによりますスクールハイヤー使用料の60万円を追加するものでございませう。続きまして3目学校施設整備費では、若松小学校、瀬棚小学校及び久遠小学校の修繕に係る31万9,000円の追加でございませう。

10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費では、北檜山中学校、瀬棚中学校、大成中学校の修繕料96万8,000円の追加となつてございませう。

続きまして10款教育費、5項保健体育費、4目学校給食費では、給食センターの修繕料として30万円の追加でございませう。

次に11款1項ともに公債費、1目元金では、利率改定に伴うは長期債元金96万7,000

円の追加、次の2目利子では、利率改定及び利率の決定に伴う清算により長期債利子382万4,000円の減額をそれぞれするものでございます。

続きまして資料10ページでございます。12款1項1目ともに職員給与費でございます。いずれも精査による減額でございますが、一般職230万7,000円、退職手当組合負担金894万3,000円を減額するものでございます。

これらに係る主な歳入でございます。資料の1ページにお戻りをいただきたいと思います。議案では12ページから25ページまでとなっております。まず1款の町税につきましては、1項町民税、1目個人から4項1目の町たばこ税までにつきましては、合わせまして2,356万1,000円の追加をするものでございます。

次に7款1項1目ともに自動車取得税交付金では900万円の追加となっております。

続きまして9款1項1目ともに地方交付税では、普通交付税5,593万7,000円の追加をするものでございます。

続きまして11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担、1節の社会福祉費負担金で老人福祉施設入所費用徴収金181万8,000円の減額となっております。次の2目農林水産業費負担金、1節農業費負担金では、事業費の精査による農地耕作条件改善事業受益者負担金616万4,000円の減額でございます。

続きまして2ページでございます。12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料では、港湾使用料125万円の追加をするものでございます。次の2項手数料、2目衛生手数料では、し尿処理手数料の精査でございます。

続きまして13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、対象児童数の精査によります児童手当負担金の減額でございます。続きまして2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業事務費補助金の追加、2目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金の追加、続きまして5目土木費国庫補助金では、地域住宅計画関連事業交付金の減額、除雪事業交付金の追加をそれぞれするものでございます。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金では、児童手当負担金の減額でございます。次に2項道補助金では、1目総務費道補助金、地域づくり総合交付金、2目の民生費道補助金では、重度心身障害者医療給付事業補助金、乳幼児等医療給付事業補助金の減額、子ども・子育て支援交付金の追加となっております。

3ページに移ります。4目農林水産業費道補助金では、農地耕作条件改善事業補助金、基幹水利施設管理事業補助金、林業専用道開設事業補助金のそれぞれ減額でございます。

続きまして14款3項委託料、6目消防費委託金では、平田内川ほか2カ所防潮水門施設管理委託金の減額でございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、町有林立木売払収入の追加でございます。

続きまして17款繰入金、1項基金繰入金、2目担い手育成繰入金から4ページの6目社会福祉基金繰入金までにつきましては、事業費精査や財源精査などによりそれぞれ補正をするものでございます。

20款1項ともに町債、1目総務債から6目の合併特例債までの7事業につきましては、それぞれ事業費精査による減額となっているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 補正予算補足資料の6ページ、老人福祉費、せたな雅荘運営事業助成金、これは今日の町長からの行政報告でも報告されましたが、この補正の助成の理由、介護報酬収入減及び人件費高騰、これをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 今回の補正の内容でございます。まず平成27年度からの介護報酬の減というのがまず1点、それから人件費の高騰というような表現をさせていただいておりますが、かねてよりご案内しておりますとおり介護人材の不足という部分で、この30年度1年間経過をしているという部分での補填ということになります。なお本件につきましては、町及び議会に対して今回の補正支援についての要望があったわけでございますが、先の常任委員会においても委員の協議をさせていただきながら、今回の補正に至るものでございます。本来であれば30年度の決算をもってしかるべき時期に補正をお願いしながら、支援をするということになるかと思いますが、30年度当初から介護報酬の減、さらには介護人材の不足から入所者を得ることができずに至ったわけでございます。1年間そういった部分では収入がない中で経過しながら、恵福会本体からその経費の補填をしてきたわけでございますが、残念ながらその回収に至っていないところが年度末になって本体の経営上、資金繰りに非常に困難があるということから、民間の借入れ等々をしながら繋いできている現状にあるということ踏まえまして、本年度末をもってまずは一旦支援をするということで結論をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 昨年から雅荘の方向性ということで、今課長から答弁いただいたように要望書のことも含めて、それなりに認識はしてはいました。ただ行政報告にもありましたけど、この3月31日で休止というのはできなくて廃止というふうにその情報を聞いたところであります。今後廃止になった時の、今年度までの恵福会の方の赤字補填という金額が確定すると思うんですが、今の段階での見込みと、あと補助金絡みで国に返還しなければならなくなるのがあれば想定される範囲で結構ですから、その2つの金額を確定はしてないんでしょうけど、おおよその見込みでいいですからお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 今後見込まれる支援の額ということでございますが、先に恵福会から情報をいただきながら常任委員会にもご報告させていただいておりますが、この30年度末までこの状態が続くと4,000万ほどの赤字が見込まれるというように承知をしてございます。それから今回、雅荘が今年度末をもって閉めるにあたって、かかる施設開設当初の補助金の

関係のご質問かと思いますが、同一事業でもって継続が可能となれば補助金の返還は必要ないわけですが、これが叶わない場合につきましては、補助金の縛り10年というものがございまして、その10年以内での今回の閉鎖ということになりますので、おそらく私たち、細かい試算はまだしてございませんが1億円強になるだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今の課長の説明だと10年を見込んで何らかの継続的な事業も想定しながらやっていくということでしたが、町長これここまで恵福会本体までの経営も危ぶまれるというところまで、1年前から見込まれたわけじゃないですか。恵福会内部からも間接的な情報ですけど、町長に対して直訴というか、いち早い段階で相談していたわけですよ。行政報告に踏み込んだ質問はしないんですが、この言葉を借りると、町としては本施設の必要性は十分認識していると。こういうことがその時点で本当であれば、例えばこの赤字補填、恵福会の経営にももう少し緩やかな状態で今後の経営に当たられたのかというのがすごく残念です。開設当時もいろいろ議会の中で議論したのも、私も当時は外部から情報を知る立場でした。町長の施策というか、そういう思いで雅荘立ち上げたわけじゃないですか。地域にも特に瀬棚区は雅荘が廃止、休止なるというのは、かなりの事件というか、かなり批判の矢面に立っているのも事実なんです。町長すごくかけて開設して、ここにきて休止、廃止せざるを得ない。町長かなり相談もあったと、この現状を町長、責任として今どう思われておりますか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こういう結果になったというその原因につきまして課長から説明を申し上げたとおりでございます。町としましても想定し得なかった状況が現実起こったということで、一つは制度の改正、もう一つは職員の確保ということで恵福会につきましても、随分頑張ってそういった改善の努力をしてきたところでございますが、最終的に難しいという恵福会の判断でございました。町としてもそれを重く受け止めさせていただいて、これまでやってきた部分での赤字の部分を町としては、応援をさせていただいたという状況でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

大野議員。

○10番（大野一男君） 31ページ、テレビ共同受信施設等大規模改修光ケーブル化事業補助金10万7,000円の減額、今回事業を行うにあたって町の相応の負担分を計上して、結局残が出たということなんだろうけども、この光ケーブルのテレビ共同受信施設というのは、瀬棚区に相当の組合数があると思うんです。今回は全部一括でやったというふうには聞いてないので、この精査の事業内容、町の補助の内容についてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） どなたになります。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 今回この対象となったのは大成区の太田地区の1組合だけです。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番(大野一男君) 例えば全部でこのくらい負担ありました。そのうち本人負担はこうで、町はそのうちのこのくらいは見ましたよって、多分そういう協議があった上で町の予算が出たんだと思うんですが、その内訳をちょっと金額はいいんです。今後、今言ったように瀬棚区で共同アンテナの事業主体というのはたくさんありますよね。私の話では随時その組合ごとに最終年度がちょっと忘れちゃったけども、施設改修年度までに順次更新していくんだということですから、多分そのモデルになったんだろうと思うので、そこの部分をちょっとお聞きしたいということなんです。

○議長(菅原義幸君) 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小板橋司君) 内訳につきましては、今担当が来るかと思いますので、後段の計画の話しなんですけども、地域とNHKとでそういう話は進めてまして、年次でNHKの方が地域の方に入って年度を決めています。当初は32年か33年までであったんですけども、そこまでできない所もあるので、年次については延長しているらしいです。町としてはNHKとそこの地域とで協議するので、やる時に補助金を出すというふうにしてまして、町がそこの地域を選ぶという事業ではないので、NHKとあくまでもその地域とで年次については進めています。

○10番(大野一男君) わかりました。

○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番(平澤 等君) その1の31ページ、地方創生推進交付金事業費の19節に書いてある新規就農研修支援事業の補助金がマイナス補正で144万円と掲載されてございます。このことについて、これはあくまでも執行残ということだと思んですが、当初の計画そしてまたこの金額になったのは、これの中身について教えていただきたいのが1点。それからもう1点でございます。農業チャレンジ等支援事業の補助金としてここにマイナスの224万6,000円と出てます。これは町の今回の目玉事業でもあるという中で大変好評を得てる。これについては私も評価してるんですが、先般の会議で確か追加補正した経過があったような気がするんです。今日の机上に産業常任委員会でこのことについて話合われた調査した内容について出てますが、これによる執行残という考えなのか、あらかじめ用意したけどもたまたま使われなかったと。また今回申し込みが殺到してるというような情報も得ておりますが、そういった中でこの中身について説明を願いたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 佐藤農務課長。

○農務課長(佐藤英美君) 新規就農者の事業なんですけども、こちらにつきましては当町で町外から6カ月以上2年未満で新規就農で研修する場合に、研修費として月12万支払う事業でして、今回新規で就農する方がいなかったということで、全額を事業精査させてもらったということでございます。

チャレンジの執行残の200万なにがしというのは2件が6次化の事業、ようはアイスクリームとかの事業をやろうということで計画を練ってたんですけども、来年度に実施したいということで、その分が200万とあと事業精査の執行残です。事業精査によって2、30万くらいが執行残として残って精査させてもらったということでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 先ほどの大野議員の質問に関連して質問させていただきたいんですが、これ補正予算なんです。先ほど答弁の中にNHKと各地域の組合が協議した上で、その上で動くものだと。それも認識は自分はしてるんです。ただ太田地区に24万のその町で共聴アンテナの補正の金額を付ける時に、30年度の予算措置をするときに自分は、ほかの地域もあると。町でその事情も調べて、要望もあがる方向になってるので、積極的に動いていただきたいということで、課長了解していただいているんですね。今はその答弁の捉え方なんですけど、町が率先して動くものではない、NHKと地域の組合が動いたあとにということなんですけど、そのあと、例えば要望が上がってきたり、町からその調査するとか、そういう動きっていうのは、今この場じゃないかもしれないですけど、先ほどの答弁から言うとそこを少し確認したかったので、課長どうですか。

○議長（菅原義幸君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 太田地区のことで言いますと30年度にやるというのは、何年か前に決まっていた話ですので、補助金については30年度からということで設定しました。そのあと太田地区の代表の方に対して、本庁直接でなくて大成支所のほうで担当してもらっていたはずなんです。なものですから数字の内訳なんかもちょっと今すぐには出なかったんですけども。

○5番（石原広務君） ほかの動きというか。そこだけしか今。

○議長（菅原義幸君） 小坂橋課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 全町的には、順次NHKと地域の方でやってるんですけども、先日もNHKで来たんですけども、町から補助金出ますよというのはNHKにも説明しまして、NHKが地域に入ったときには積極的にそういう話をしてもらおうようには言ってます、全額地域の人が負担することではないよと。町のからも補助金でるんですよというのはNHKからも説明してもらおうようには言ってます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第14号平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,989万2,000円を追加し、補正後の予算総額を14億1,366万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、基金積立金、北海道から特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書70ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では246万円の減額、人件費及び事務費等の精査によるものでございます。

2款1項1目ともに保険給付費、1目療養諸費から4目出産育児諸費までの各補正額については、それぞれこれまでの給付実績に基づき精査したものでございます。

5款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費102万7,000円の減額は特定健診受診者数の減などによるものでございます。2項保健事業費、2目疾病予防費35万2,000円の減額はインフルエンザ予防接種者数の精査などによる一般会計繰出金の減によるものです。

6款1項1目ともに基金積立金では3,585万7,000円の追加。

8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金では6,465万8,000円の追加となっております。内容は、国保病院及び診療所の施設運営費や施設整備費に係る道特別交付金の確定に伴い、病院会計へ繰出しをするものでございます。

これに対しての歳入ですが、戻りまして67ページをご覧ください。1款1項ともに国民健康保険税で、調定額が当初見込みを上回ったことにより、一般被保険者並びに退職被保険者合わせて3,379万5,000円の追加。

3款道支出金、1項道補助金、1目保健給付費等交付金で保険給付費の減などにより202万2,000円の減額。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、30年度予算の収支見込が立ったことから2,013万5,000円の減額。

6款1項とも繰越金、2目その他繰越金では前年度繰越金を1,822万1,000円追加するなどして、国保会計へ歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第15号平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から26万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,030万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書は79ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で6万9,000円の減額、2項1目ともに徴収費で9万7,000円の減額は、いずれも事務費精査によるものでございます。

2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で65万1,000円の追加。

3款1項ともに保険事業費、1目疾病予防費で75万3,000円の減額、長寿健康増進事業の実績精査などによる一般会計繰出金の減によるものでございます。

これに対しての歳入は78ページでございます。1款1項後期高齢者医療保険料、1目保険料で、保険料調定額が見込みを上回っていることにより65万1,000円の追加。

3 款繰入金、1 項 1 目ともに一般会計繰入金で 1 6 万 6, 0 0 0 円の減額。

6 款諸収入、3 項 1 目ともに雑入で 7 5 万 3, 0 0 0 円の減額、長寿健康増進事業の実績精査などにより、広域連合からの受託料が減額となったものでございます。

以上の内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 1 6 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 0、議案第 1 6 号平成 3 0 年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 2, 4 8 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 1 0 億 2, 6 2 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、保険給付費の各種介護サービス給付費の精査、地域支援事業費の介護予防サービス事業負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは議案の 8 8 ページ歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、前年度末の事業精査が主なものでございます。はじめに 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 1 3 3 万 5, 0 0 0 円の減でございます。それぞれ実績による精査であります。次に 3 項介護認定審査会費、3 目認定審査会共同設置負担金で 5 万円の追加に

つきましては、せたな町、今金町介護認定審査会共同設置負担金の精査であります。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費1,107万円の減につきましては、地域に密着型介護サービス給付費におきまして、小規模特養の利用者減などによる精査であります。次に2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費568万8,000円の減は、地域密着型介護予防サービス給付費負担金で実績による精査であります。次に6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましても、実績による精査として562万1,000円の減であります。

次に3款地域支援事業費、1項1目ともに介護予防・生活支援サービス事業費315万7,000円の追加、2目介護予防ケアマネジメント費では17万円の減につきましても実績による精査であります。次に2項1目ともに一般介護予防事業費、交付金対象分で20万5,000円の減、同じく2目一般財源では、補正はなく財源振り替えであります。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費34万5,000円の減につきましては、人件費等の精査、同じく2目社会保障充実分で62万4,000円の減は、サポートセンター運営協議会など人件費の精査、3目任意事業交付金対象分50万2,000円の減、4目一般財源269万3,000円の減は、いずれも実績による精査であります。4項その他の諸費、1目審査支払手数料では、サービス利用者増により1万3,000円の追加であります。

4款1項1目ともに基金積立金では利息といたしまして14万1,000円の追加であります。これに伴います歳入であります。85ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で479万5,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で504万9,000円の減、2項国庫補助金では、1目調整交付金で223万9,000円の減、2目地域支援事業交付金で19万4,000円の減、4目保険者機能強化推進交付金では137万4,000円の増であります。

次に4款1項ともに支払基金交付金、1目介護給付費交付金では604万2,000円の減、2目地域支援事業交付金では1,000円の増。

次に5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で222万8,000円の減、2項道補助金、1目地域支援事業交付金で9万8,000円の減。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、基金運用収入として14万1,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では1目介護給付費繰入金279万3,000円の減、2目地域支援事業繰入金5万5,000円の減、3目その他一般会計繰入金で128万5,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金では1,185万2,000円の減。

次に8款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金といたしまして1,112万8,000円の増。

最後に9款諸収入、3項1目ともに雑入で90万6,000円を減じまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ただ今から15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時30分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第17号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第17号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から309万2,000円を減額し、補正後の予算総額を5,910万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護予防プラン作成業務の追加のほか人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 議案のうち98ページ歳出からご説明をいたします。本会計につきましても年度末の事業精査が主なものでございます。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1日デイサービスセンター事業費では、補正はなく財源振り替えであります。3項1目ともに介護予防支援事業費4万6,000円の追加につきましては、人件費及び介護予防

プラン作成業務の精査であります。4項1目ともに居宅介護支援事業費313万8,000円の減につきましても、人件費の精査であります。

これに伴う歳入であります。96ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で340万円の減、2目介護予防サービス計画費収入で47万8,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入で233万7,000円の減、2項1目ともに自己負担金収入では39万3,000円の減、3項1目ともに居宅介護支援事業所収入では31万8,000円の減。

2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では378万2,000円の増。

3款1項1目ともに繰越金で、前年度繰越金5万2,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第18号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第18号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から284万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,408万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設維持管理経費の精査のほか基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは最初に地方債の補正についてご説明を申し上げます。

101ページでございます。第2表の地方債補正の変更でございます。起債の目的、公営企業会計適用事業に係る起債でございます。これにつきましては限度額2,400万から210万円減額し2,190万円に変更するものであります。変更理由につきましては、歳出予算であります議案書の107ページの2款資本的支出、簡易水道事業費に係る13節委託料の起債対象事業が入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして議案書の105ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額1,059万円の減でございます。これにつきましては主なものは27節の公課費で、消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額が517万6,000円の減でございます。各節の精査でございますが、主なものといたしましては13節委託料の各業務に係る事業精査及び執行残の精査によるものでございます。

次の106ページにまいりまして、3目委員会費については10万5,000円の減でこれも各節の精査でございます。続きまして2項営業外費用、1目支払利息13万8,000円の増、これは長期債利子でございます。次に基金積立金、補正額1,140万9,000円の増、これは簡易水道事業基金積立金でございます。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額106万9,000円の増でございます。主なものといたしましては11節需用費の修繕料追加で、小倉山浄水場通信機器と北島歌取水ポンプの修繕料の追加をお願いするものです。

次の107ページ13節委託料、15節工事請負費につきましては入札執行残に関わる減でございます。次に2目簡易水道事業費258万9,000円の減でございます。これにつきましても13節委託料、15節工事請負費の入札執行残精査によるものでございます。

戻りましては103ページ歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額17万2,000円の増でございます。これにつきましては基金利息で簡易水道事業基金運用収入でございます。次に2目他会計繰入金、補正額1,164万9,000円の減で、一般会計繰入金の減でございます。次に4目その他営業外収入額153万2,000円の減で、簡易水道事業基金繰入金の減でございます。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額139万4,000円の減でございます。これにつきましては一般会計出資金の減でございます。続きまして2項1目ともに繰越金、補正額1,366万8,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。続きまして3項諸収入、1目雑収入補正額9,000円の減でございます。

次の104ページ4項1目ともに町債2,100万円の減、これにつきましては最初の地方債補正でご説明いたしましたが、公営企業会計適用債の歳出107ページの2目簡易水道事業費、13節委託料の減額に伴うものでございます。

以上歳入歳出からそれぞれ284万4,000円を減額し、補正後の額を3億8,408万5,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第19号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第19号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に29万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1,940万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが、施設維持管理経費の精査のほか、施設修繕料の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の113ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額22万3,000円の減でございます。主なものは27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額47万8,000円の減でございます。各節の精査でございますが、主なものにつきましては13節委託料の各業務に係る入札執行残の精査でございます。続きまして2項営業外費用、1目基金積立金、補正額3万3,000円の増でございます。これにつきましては積立金で営農用水道等整備基金積立金の増によるものでございます。

続きまして114ページ2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費補正額96万4,000円の増でございます。主なものは11節需用費の修繕料で大里着水流量計の修繕料の追加をお願いするものです。15節工事請負費では入札執行残精査に係る減でございます。

これに対しまして歳入でございますが、ページ戻りまして112ページでございます。1款事業収入、2項営業外入、1目利息及び配当金で基金利息3万3,000円の増でございます。次に2目他会計負担金、補正額45万1,000円の減でございます。これにつきましては一般会計負担金の減でございます。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計補助金、補正額は2万8,000円の増でございます。一般会計補助金の増でございます。次に2項1目ともに繰越金、補正額68万6,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。

以上歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を1,940万9,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第20号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第20号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から8,384万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億5,631万8,000円とするものでございます。

その内容でございますが、施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査などについて、補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして繰越明許費の設定2件、地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは最初に繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。

117ページでございます。第2表の繰越明許費です。2款資本的支出、1項建設改良費、事業名が北檜山下水処理場建設工事委託事業で4,840万円でございます。これは日本下水道事業団と協定を締結し実施しているものでありますが、事業団の方で入札を行うもののいずれも不調となり、現在まで施工業者が決定しない状況であり、年度内の完成が困難であることから翌年度への繰越しを行うものであります。次の北檜山地区下水道新設事業3,000万円、これはこの度2月に入りまして、国の事業調整に伴います交付金事業の追加によるものでございます。

次のページにまいりまして、第2表地方債の補正についてご説明いたします。変更ですが起債の目的、下水道事業（公共）につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額6,830万円から2,730万円減額し4,100万円に変更するものであります。変更理由につきましては、事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。次に起債の目的、下水道事業（特環）で大成区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額2,890万円から930万円減額し1,960万円に変更するものであります。変更理由につきましては、同じく事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして122ページ歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額287万5,000円の減でございます。各施設の事業精査と主なものは27節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減でございます。次に2目管渠費、補正額107万6,000円の減でございます。主なものは13節委託料に係る入札執行残と14節使用料及び賃借料の清掃車借上料、発電機等借上料の減によるものですが、清掃車借上料の減については管渠等の閉塞が少なかったことによるものです。次に3目処理場費、補正額112万6,000円の減でございます。これも各節の事業精査と13節委託料及び15節工事請負費で入札執行残などによる減額でございます。

次の123ページにまいりまして2項営業外費用、1目支払利息、補正額19万円の減でございます。これは23節の償還金利子及び割引料で長期債利子の減によるものです。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額7,819万1,000円の減でございます。主なものは13節委託料及び15節工事請負費で交付金の減額による事業精査及び入札執行残の精査によるものでございます。

続きまして124ページ、4款1項1目ともに災害復旧費38万4,000円の減は胆振東部沖地震に係る発電機等借上料の精査でございます。

ページに戻りまして120ページでございます。歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、2目その他営業収入、補正額151万1,000円の減でございます。主なものにつつま

しては2節負担金で北檜山下水処理場でミックス処理しているし尿浄化槽汚泥量が当初見込んだ数量より少なかったことによるし尿等の処理に係る負担金の減でございます。次に2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額706万3,000円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。次に2款資本的収入、1項1目ともに町債、補正額3,660万円の減でございます。これにつきましては公共、特環下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。次に2項1目ともに他会計出資金補正額289万1,000円の減で一般会計出資金の減でございます。

121ページでございます。3項1目ともに補助金、補正額3,870万円の減でございます。これにつきましては国庫補助金で公共、特環下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。次に4項1目ともに繰越金、補正額292万3,000円の増で、前年度繰越金でございます。

以上歳入歳出からそれぞれ8,384万2,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を4億5,631万8,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第21号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第21号平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から22万5,000円を減額し、補正後の予算総額を637万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の130ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額35万円の減でございます。これにつきましては14節使用料及び賃借料で清掃車輛等借上料の減でございます。次に3目処理場費、補正額12万5,000円の増でございます。これにつきましては11節需用費で主なものは修繕料の北檜山区における太櫓合併浄化槽ブローア修繕に係るものでございます。

次に上段の歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額が32万6,000円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。

次に2款資本的収入、2項1目ともに繰越金、補正額10万1,000円の増で前年度繰越金でございます。

以上、歳入歳出からそれぞれ22万5,000円を減額いたしまして、補正額後の予算額を637万8,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第22号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第22号平成30年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、給与費及び材料費の減額、経費の追加などについて、収入では国保事業会計からの補助金及び一般会計からの不採算地区病院運営費負担金の追加などについて、補正をお願いす

るものでございます。

また資本的収支の支出では、国保病院の医療機器購入費及び大成診療所職員住宅ブロック塀改修工事の執行残精査について、収入では一般会計出資金の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは議案書139ページをお開きいただきます。せたな町立国保病院収益的収支支出からご説明をさせていただきます。1款1目給与費の1,324万2,000円は人件費の精査によるものでございます。特に4節賃金におきまして1,056万8,000円の減額は、年度途中で退職されました嘱託医師の賃金の減額によるものでございます。2目材料費、薬品費では224万円の減額、2節診療材料費で423万1,000円の減額でございます。3目経費におきましては、内容の事業精査のほかに13節委託料で追加がございます。特にエックス線テレビ装置保守管理業務は、保守内容の切替えのために増額をお願いするものでございます。以下の多項目自動血球分析装置、生化学自動分析装置、電子カルテシステムの保守業務管理に関するものは、今年度追加しました機器についての保守の設定でございます。15節手数料につきましては、今年度、途中で採用いたしました紹介会社を通じての看護師に対します紹介手数料でございます。雑費以降につきましては、すべて事業精査によるものでございます。

これに対しまして収入でございます。議案書137ページをお開きください。1款1項1目入院収益で5,084万4,000円の減額でございます。外来収益は1億4,083万6,000円の減額でございます。いずれも実績に伴う減額でございます。その他医療収益の4節国保事業補助金につきましては、国民健康保険直営診療施設運営費補助金が確定しましたことによりまして380万2,000円の増額でございます。

次のページ138ページ、3目負担金交付金の項目でございますけれども、上記の歳入の減によりまして1億8,169万4,000円の増額をお願いするものでございます。不採算地区病院運営費負担金として町単独繰入の増額をお願いするものでございます。

これをもちまして収益的収支の均衡を保っているところでございます。

続きまして資本的収支の説明をいたします。議案書145ページをお開きください。支出のほうでは医療機器購入費、今年度購入いたしました医療機器購入の執行残でございます。21万9,000円の減額、144ページ収入では同じく執行残に伴います他会計出資金等の精査でございます。

続きまして瀬棚診療所の収益的収支について説明させていただきます。議案書147ページでございます。支出のほうは事業についての精査でございます。収入のほうは2款1項1目外来収益が1,593万円の減額によりまして、収益を減額させていただきます。また2目といたしましては国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金が確定しましたことによりまして655万5,

000円の増額でございます。

これらの収益に伴いまして、不採算地区診療所運営費負担金等を含めまして1,000万円の増額をお願いするところでございます。

続きまして大成診療所について説明をさせていただきます。議案書149ページでございます。医業費用につきましては、すべて事業精査によるものでございます。収入148ページでございます。いずれも患者数の見込みの減によりまして4,468万8,000円の減額でございます。同様に国民健康保険へき地直営診療所運営補助確定1,430万1,000円の増額、さらに医業外収益といたしまして、不採算地区診療所運営費補助金3,000万円増額をお願いするところでございます。

以上のとおり説明させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 141ページ下段の看護師紹介手数料128万3,000円と出てますが、看護師、医師不足で病院側としてもなかなか募集しても確保できないというのは、本当に苦勞しているというのは十分理解してるんですが、この手数料、派遣だと思うんですけどこの手数料払ったことによって何名の看護師を確保できるということになるでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） この手数料につきましては派遣手数料ではございませんで、1人紹介をいただいた分の紹介手数料でございます。内容といたしましては1年間の想定年収の20%を紹介手数料として紹介会社に負担することとなっておりますので、これに関して128万3,000円で確保された看護師は1名でございます。派遣ではございませんので1年間支払いまして、その後継続して採用するということになると思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） すいません、勘違いして申し訳なかったです。ただこの数字を見て、これは政策的になると思うんですけど、この手数料、町長の基本的な考えがあればお示しいただきたいと思うんですが、手数料128万という町の負担が生まれているわけですよ。いろいろ広く考えると、町全体を考えると漁業、農業、一次産業の担い手っていう確保のことにもなるんでしょうが、こういう手数料が直接この町に来ていただいて、定住していただいて、看護なりに従事する、介護職員なんかも不足しているんですが、こういうお金の使い方というか、直接、住宅などに充てることによって、将来的にも定住していただける方策の一つになるのかという思いがあるんです。町長、基本的に何か考えがあるのであればお示しいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 看護師にかかわらず医療職従事する職員につきましては、奨学資金を貸付けてその確保を図っているところでございますが、勤務させていただいた方、途中で退職、奨学資金全額を返還し退職されるという方もいるわけで、なかなか確保は難しいんですけども、

そういった状況からしまして看護師紹介所に頼らざるを得ないというのが今の現状でございます。質問にございました定住というようなことにつきましては、医師住宅ですとか、職員住宅、そういったところを今後、整備をしていく必要があるのではないかとこのように思っています。ですのでこの手数料につきましては、やむを得ない状況、こういったことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 手数料は十分理解してるんです。ただ考え方として今、答えが広くなろうかと思ったんですけど聞かせていただきました。今副町長からご答弁いただきましたけど、町長どうなんでしょう今副町長答弁いただきましたが、同じですっていうんだったら同じでも結構なんです。なんか考えあるんだったらお示しいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こうした医療スタッフの確保につきましては、さまざまな形で努力をさせていただいているところでございます。残念ながらそうした中でも不足が生じるということでございますので、こうした紹介会社を利用した確保ということには一部やっぱりやむを得ない部分があるということでご理解できたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第23号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第23号せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその2でございます。議案23号せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員に準じた改正を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございま

す。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正内容につきましては3ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。はじめに改正前でございます。第8条第2項の次に、改正後では第3項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるとの文言を加えるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第24号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第24号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第24号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明いたします。病院等に勤務する医師及び看護師等に支給する特殊勤務手当の支給見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それではせたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

7ページの新旧対照表によりまして説明申し上げます。このたびの改正につきましては、改正前第2条の救急車同乗手当の削除を中心に行っております。この手当を廃止いたしまして、代わりに町外日当の2, 200円のほうで手当をすることとしておりますので、この条例は廃止をさせていただきたいと思っております。4条につきましては、4条往診手当、5条手術手当、6条集団検診手当につきましては、医師の給与の中にこの業務を組み込みまして、但し書きを追加するものでございます。いずれも但し書きとして、支給対象は医療職給料表1を適用する医師に限るという文言を追加するものでございます。以下救急車同乗手当を廃止いたしましたことから、順次条文を繰上げ9条から13条までを8条から12条に順次に繰上げるものでございます。附則といたしましては、この条例は平成31年4月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第25号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第25号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第25号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明いたします。

学校教育法の一部を改正する法律の施行によりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されまして、放課後児童支援員の資格要件が追加されたことから本条例の

一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度の条例の一部改正につきましては、学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられ、この専門職大学の前期課程の修了者は短期大学卒業者と同等の学位が必要されることになることから、放課後児童支援員の基礎資格を要する者として新たに追加をするものでございます。

議案書は11ページ新旧対照表をご覧ください。右側、改正前の第10条第3項第5号中、下線部分、卒業した者を、左側、改正後は卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を終了した者を含む。）に改めるものでございます。附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するものとなります。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第26号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案第26号せたな町総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第26号せたな町総合福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明いたします。

北檜山総合福祉センターを旧北檜山保育所へ移転するため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは15ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず今回の改正でございますけれども、旧北檜山保育所の跡利用といたしまして、既設の一部改修を終え、本年4月より社会福祉協議会が移転することに伴いまして、同施設が高齢者などの交流、あるいは学習機会の提供、さらには町民のコミュニティー活動の拠点施設とすべく、当施設を北檜山総合福祉センターと位置付けるため、本条例に規定する所要の箇所の改正を行うものでございます。

まず第2条の名称及び位置では北檜山総合福祉センターの位置をせたな町北檜山区北檜山110番地1に改め、第25条使用時間及び休館日の第2号に規定をしております休館日につきましては、事業活動のさらなる推進を図るため、毎週土曜日、日曜日、祝祭日を削るものでございます。附則といたしましてこの条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第27号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第27号せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第27号せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。学校教育法の一部を改正する法律の施行により、本年4月から専門職大学が創設され、水道布設工事監督者等の資格要件に追加されたことから、本条例

の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは今回の条例改正でございますが、4月から創設を予定されます専門職大学院につきましては、前期課程と後期課程に区分されますけれども、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準ということでございますので、短大の卒業者と同様に資格要件をこの修了者に付するという改正でございます。

それでは19ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。47条で右側の改正前、短期大学を短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む）、卒業した後を、卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては修了した後）、第8号では、工業用水道又は水道環境を、工業用水道に改めるものでございます。続きまして第48条の水道技術管理者の資格につきましては、48条の第1項第2号及び第4号の卒業した後を、卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあって終了したのち）に改め、また2項に戻りまして、卒業した者については6年以上を、卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては修了した者）については6年以上に改め、4項で学校の卒業生については7年以上を、学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては修了した者に）については7年以上に改め、5号では卒業者を卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む）に改めるものでございます。附則といたしまして施行期日でございます。1この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。経過措置、2この条例の施行前に行われた技術士法、第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後のせたな町簡易水道事業給水条例第47条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなすものでございます。なおこのみなし規定でございますけれども、先ほど説明しました水道環境が技能士法から31年4月から削られることになるものですから、従来この水道環境を選択した者は、上下水道及び工業用水道を選択したものをみなすという、みなし規定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第28号

○議長(菅原義幸君) 日程第22、議案第28号せたな町国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第28号せたな町国民保護協議会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明いたします。

国民保護協議会委員定数の見直しを図り、本町における国民保護措置を的確かつ迅速に推進するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) せたな町国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正内容につきましては23ページからの新旧対照表で説明させていただきます。改正前でございます。第2条第1項中、協議会の委員は35人以内を、改正後では50人以内に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 2 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2 3、議案第 2 9 号せたな町若松自治会館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 2 9 号せたな町若松自治会館条例を廃止する条例につきまして提案理由を申し上げます。

若松自治会館の老朽化により施設を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度の条例廃止となりますせたな町若松自治会館につきましては、地域住民の福祉促進に関する諸対応の場の提供を目的として設置されたものですが、建物建築後 4 2 年が経過し老朽化が著しく、また平成 2 9 年度末で若松へき地保育所の廃止後は利用実績がなく、今後においても利用が見込まれないことから施設を廃止しようとするものでございます。

議案書は 2 6 ページ、せたな町若松自治会館条例は廃止する。附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第30号

○議長（菅原義幸君） 日程第24、議案第30号建物及び土地の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第30号建物及び土地の無償貸付について提案理由を説明いたします。有限会社ビー・ビーファクトリー、瀬棚区に現在無償貸付している町有建物等について、本年3月31日をもって契約期間が満了となることから、引き続き無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決を求めます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案その2、28ページによりましてご説明をさせていただきます。まず1として無償貸付けする建物でございますが、これまでと同様、工場1棟、簡易型自転車置場1棟、住宅1棟であります。

次に2の無償貸付けする土地につきましては、建物に付随する土地合計で1,101.34平方メートルであります。

3無償貸付けする期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までとし、これまでと同様3カ年でございます。

4の無償貸付の相手方は久遠郡せたな町瀬棚区本町741番4、有限会社ビー・ビーファクトリー、取締役川口美紀子でございます。

以上で説明終了です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第31号

○議長（菅原義幸君） 日程第25、議案第31号せたな町名誉町民の選定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案第31号、29ページでございます。せたな町名誉町民の選定についての提案理由を申し上げます。2月25日の第2回名誉町民選定委員会で答申のありました次の者をせたな町名誉町民に選定したいので、せたな町名誉町民条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は、東京都世田谷区成城6丁目27番、氏名は、中村隆俊、生年月日、昭和2年10月25日、91歳、次のページに経歴等を記載してございます。ご参照願います。またお手元の方に議案第31号の関係資料が配付されていると思います。諮問あるいは名誉町民の選任理由、そして委員会の答申等が記載してございますので、ご参照願いたいと思います。

よろしく願います。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第26 議案第32号

○議長（菅原義幸君） 日程第26、議案第32号せたな町名誉町民の選定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案第32号、31ページでございます。せたな町名誉町民の選定についての提案理由の説明させていただきます。これも31号と同じで、次の者をせたな町名誉町民に選定したいので、せたな町名誉町民条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は、東京都豊島区南大塚1丁目9番9号、名前は、中村秀夫、生年月日、昭和5年1月3日生まれの89歳でございます。

次のページに経歴等を記載してございます。ご参照願います。なお同様に議案第32号関係資料に諮問の内容と答申の内容が記載してございます。お目通しをお願いします。

よろしく願います。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第27 諮問第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 諮問第1号33ページでございます。人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をいたします。人権擁護委員の任期満了に伴いまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区丹羽32番5、氏名、本田孝行、生年月日は昭和26年4月19日の67歳でございます。

次のページに経歴等を記載してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案について、これを適任と認め答申したいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

◎日程第28 諮問第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 諮問第2号35ページでございます。人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を人権擁護委員候補

者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山131番地12、氏名、東間美次、生年月日、昭和27年4月22日、66歳でございます。

経歴等につきましては、次のページに記載してございます。ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案について、これを適任と認め答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

◎日程第29 諮問第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第29、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 諮問第3号37ページでございます。人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を説明を申し上げます。同じく人権擁護委員の任期満了に伴いまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区若松432番地の2、氏名、本間久代、生年月日、昭和26年4月11日生まれ67歳でございます。

経歴等につきましては、次のページに記載してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案について、これを適任と認め答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から明日から3月10日までの6日間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、明日から3月10日までの6日間、休会することに決しました。

なお3月11日、午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年4月12日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成31年第1回せたな町議会定例会 第2号

平成31年3月11日（月曜日）

○議事日程（第2号）

1 一般質問

○出席議員（11名）

1番 細川伸男君	2番 神田和浩君
4番 本多浩君	5番 石原広務君
6番 榊田道廣君	7番 大湯圓郷君
8番 真柄克紀君	9番 平澤等君
10番 大野一男君	11番 熊野主税君
12番 菅原義幸君	

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小板橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
認定こども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
農務課参事	木村充弘君
水産林務課長	横川洋二君

建設水道課長	丹羽	優	君
会計管理者	三浦	孝史	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
総務課長補佐	高橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	神田	昌	君
財政課長補佐	河原	泰平	君
税務課長補佐	濱登	幸恵	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	濱口	喜秋	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農務課長補佐	吉田	有哉	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君
水産林務課長補佐	手塚	清人	君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川	讓	君
総務課主幹	小林	和仁	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
財政課主幹	井村	裕行	君
町民児童課主幹	萩原	千明	君
保健福祉課主幹	古守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹内	亜希子	君
建設水道課主幹	川上	佳隆	君
建設水道課主幹	金澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	高橋	真一	君
建設水道課主幹	高鈴	木涼	君
地域生活係長	岡島	讓二	君
まちづくり推進係長	松原	孝樹	君
広報統計係長	伊藤	藤哲	君
商工労働観光係長	撫養	和伯	君
経理入札係長	小林	朱央	君
課税係長	尾野	真也	君
徴収係長	伊瀬	亮	君
国保医療係長	中山	康春	君
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君

保健推進係長	垣本利子君
居宅介護支援係長	今川勇吾君
耕地係長	斉藤真君
畜産係長	稲船洋志君
水産種育苗成センター業務係長	池田裕之君
水道係長	大野秀幸君
庶務係長	近藤智博君
医事係長	三浦三津枝君

《大成総合支所》

支所長	佐野英也君
次長	佐々木正人君
大成診療所事務長	古守幸治君
主幹	藤谷知昭君
主幹	水野万寿夫君

《瀬棚総合支所》

支所長	関功悦君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野宏行君
次長	増田和彦君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀英治君
瀬棚診療所事務長	古畑英規君
主幹	栗谷一樹君
福祉係長	原田宰君
産業係長	油谷好彦君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	杉村彰君
大成教育事務所長	荻原勝幸君
瀬棚教育事務所長	杉村輝明君
給食センター副所長	久津間智君
主幹	山本亨君
総務係長兼学校教育係長	長内解人君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西田良子君
------	-------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原進君
-----	-----

書記次長 高橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹羽 小百合 君

次 長 上野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹羽 小百合 君

次 長 上野 朋 広 君

事務局 総務係 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は簡明にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） ただいま議長より発言の許可が出ましたので町長に1問質問をさせていただきます。

住民ボランティアによるサロン活動の施設確保・整備について、町長は、執行方針で平成29年度から実施の住民ボランティアによるサロン活動が、以下省略します。できるよう引き続き取り組んでまいりますと述べておられます。平成29年度から新たな介護予防、日常生活支援総合事業に移行することを受け、各自治体による自主的運営による受け皿づくりが求められ、せたな町においては各区においてそれぞれの対応がなされ事業の推進が図られているところであります。

本事業推進の大きな要因として、人的要因の確保と事業を実施する場所、施設確保、整備が必須要件であると考えます。平成28年度の定例会一般質問で大成区においては、大成町民センターで4月から社会福祉協議会大成支所が事務を行うことから、当センターを大成区の通所サービスBの実施場所として日常提供できる、活用できる仕組みを考えていただくよう質問をしました。現状、大成区では各町内会に出向いてサロン活動は行われていますが、常設の施設整備が不十分ではないのかと考えます。いつでも、誰でも日常気軽に立ち寄り歓談するなど、地域の皆さんが利用できる常設の施設整備を、今一步踏み込んで受け入れ体制の充実を図っていただきたいと考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問にお答えいたします。

地域全体で高齢者を支える仕組みづくりの一つとして、平成29年4月から住民主体サービスである通所型サービスB、訪問型サービスBの取り組みを開始しております。このサービスは住民の支え合いを基盤とし、元気な高齢者も担い手となるものです。これにより要支援高齢者の生活支援と社会参加の両立、サービスの持続可能性を高め、住み慣れた地域で安心した生活ができるものと考えております。通所型サービスB、いわゆるサロンにつきましては、大成区での実績はありませんが、北檜山区1カ所、瀬棚区1カ所を実施しており、平成29年度は232人、平

成30年度は延340人を見込んでおります。大成区におけるサロンにおいては、平成30年11月からサロン実施に向けて継続的に話し合いを進めている町内会があり、地域包括支援センター職員も参加し、平成31年度実施に向けて取り組んでいるところでございます。今後もサロン実施を進めていく町内会等がございましたら、適宜支援を行う必要があると考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。

平成25年に住民参加型高齢者生活支援推進事業として、各方に出向いてこの仕組みづくりのためにいろいろ北檜山、瀬棚、大成で集会を開きながら包括支援のほうで理解をいただきながら、29年からの対応を考えていたということで、最終的には今言ったようにサロンB型で進めるんだという方針が出されました。大成区に限定して今お話していますが、先般、社協の方とちょっとお話しましたが、今8地域、大成区出前で行って現地の生活館等々で事業展開している。この間も本陣西部地区が旧商工会館で行ったと、今日も上浦地区の方でそういう予定があるという話も聞いてますが、それは大変動きとして私は歓迎すべきですし、地域の中でもそういうことが少しずつ認識をされて醸成されて動きがあるということは評価したいと思うんです。ただ私ここで言いたいのは、先ほど言いましたように常設して、いつでも、どこでも、誰でもが気軽に通えるような施設がないんだと。旧大成町民センターは、社協が1階に事務所を構えるまでは日常管理の問題もあって施錠をしていた状況にあります。ですから大成区においては1カ所も公共の施設、生活館でもあるいはそういう地域にあるところで日常気軽に出入りできる場所がないんです。全部施錠して管理しなきゃならんという状況でした。たまたまという言い方は変ですが、平成29年度から社協が大成の総合支所の2階に事務所を構えてましたが、さまざまな事情で町民センターの1階に事務所を構えるということになりましたので、ここを一つのチャンスと言いますか、利用を捉えてここに今のB型の運営の主体を持っていくと、そして常設の施錠が営業時間と言いますか、事業を展開している間は開いているわけですから、それもうまく利活用しながらそういうサロンをそこに常設して地域の方が立ち寄れるそういった環境整備をしていただきたいという話を前回はさせていただいてます。今、社協3人スタッフで目いっぱいいろいろな事業抱えながら動いています。29年から走ったとはいえ、まだ事業が成熟しているわけでありませぬし、民間のボランティアが主体事業でありますけれども、やはりそこは行政も包括も一緒になっていろいろな人的支援、それから財政的な支援ということも含めて、この仕組みが前に進むようなそういう状況、ぜひ町としても考えいただきたいということで、今日再度質問させていただいています。仕組みとしていろいろあるでしょうけども、今、社協が一生懸命動いているのを町が全面的にサポートして、そして町民センター施設、空き部屋も結構ありますので、そこをもう少し利活用して、そういった先ほどから言ってるような、いつでも、誰でもお茶を飲みながら、高齢者の方が集会施設として、憩いの場として利用できるような、そういう環境整備をぜひ進めるような形で、今町長、話し合いをしているとおっしゃいましたけれども、そういった方向性でしっかりと事業を前に進めていただきたいと思っております。

町長の答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。

平成28年度から社会福祉協議会大成支所が大成町民センター内に事務所を構えてから、老人クラブやサークル活動等の利用の場となっております。また地域包括支援センターが実施している高齢者の介護予防を目的とした介護予防教室や研修会等での活用もごさいますが、議員おっしゃるいつでも、誰でも日常気軽に立ち寄れる開放型のサロンの設置はされていないという状況でございまして、高齢化率の1番高い大成区にありましてはニーズは高いものと考えているところでございまして、この通所型サービスBにつきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、元気な高齢者やボランティアなどを中心とした住民支え合いが基盤ということになります。したがって、まずはボランティア意識の醸成が必要であるということ。町内の先進事例としましては、北檜山区、瀬棚区にそれぞれ活動をしている団体がありますので、そうしたものを参考にされて、まずはやれる範囲で無理をせず、取り組んでいただきたいと考えております。町としましても、そうした取り組みにつきましては支援をしてまいりたいと考えているところでございまして。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再々質問をさせていただきます。

町長おっしゃるように地域支え合い事業というのは確かに、国の方針転換で介護というものも、地域の方々のいわゆるボランティアを主体事業としてやりましょと。国の方向転換によって各自治体がそういう対応を余儀なくされたという背景があります。せたな町はいち早くそういうのを見て平成25年から地域に出向いて理解を求めながら、こういう支え合い事業の主体的な受け皿を作っていること今日を向かえているという流れも私なりに理解していますが、いわゆる民間がその施設を造って、いつでも、どこでも、誰でも立ち寄れるサロンをやりなさいということではありますが、これは変な言い方ですけどもある意味、営利を目的としたものでないというような気がするんです。いわゆるボランティアですから。そういったところに町の公的支援があっても私は何ら支障はないんだらうと思うんです。仕組みとして今大成では社協の事務3人の方が主体的な役割を担って、この事業推進に随分一生懸命されているという実態があります。しかし本来業務もあるわけですから、かなり忙しく窮屈にマンパワーいっぱい動いているという実情見えるわけで、その辺はいろいろな仕組みの中で、町として財政的な支援、あるいは人的な支援をして、この事業が前に進むように、同じような繰り返しになりますが、ぜひしていただきたいというのは切なる私の願いでもあるし、地域の要望だらうというふうに思います。町長言うようにその無理せずに徐々にということ。当然、徐々に先ほど言ったように8地域出前サロンをやりながらやっています。地域の方はやはり近場での生活館でそういう事業があると参加がしやすいということで、だんだん地域の中でもこういう活動は認知され認識され、期待感も高まっているということは私もよく理解できます。よく商店街で空き店舗を利用して、そこにこういう形の施設を作って活性化を図るといったようなことを聞いたことがありますが、私のイメージとしては、そういった施設をきちんと完備して、常任している社協の職員がいるわけですから、そこをうまく利活用しながらあとの仕組みを作っていただきたい。今マンパワーでどうしても社協だけでは立ち回らない部分については、何らかの町の支援を入れながら、まずそちらのほう

もしっかり前に進めていただきたいということなんです。大成にも輪というボランティア団体もあります。あるいはいろいろ女性会であるとか、そういったボランティアを標榜しながら活動している団体もあるわけですから、そういった方々と協議しながら常設した中で日常どうやって対応していくかということは、これからの協議になるんでしょうけれども、まず走って、常設して皆さんに来ていただけますよという形を、いち早くしっかり町も協議をして示していただきたい。このことを再度要望して質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

この住民主体サービスにつきましては、通所型サービスBとそれから訪問型サービスBと、もう一つございます。訪問型サービスBにつきましても参考までにお話をさせていただきますが、現在、北檜山、大成区で3団体がこの活動をしております。残念ながら大成区ではまだございません。これらのサービスにつきましては、行政サービスでできない部分を民間主体のサービスとして取り組まれている事業であるということは、これ議員もご理解されていると思っておりますが、こうしたことを前提に町としても取り組んでいるところでございます。そのためには住民が地域のそうした高齢者を自らの手で支えていくという、そういう意識の醸成がなければこの事業なかなか続かないというふうに思っているところでございます。そうした意味におきまして大成区まだ取り組まれておりませんが、これはそれぞれの町内会、あるいは各種会合の中で住民の皆さん方自らこういった部分での話し合いを積極的にしていただいて、町もそうした動きにはしっかりと支援をして、できるだけ早くこうした状況が通所型サービスB、あるいは訪問型サービスBという事業が大成区におきましても取り組まれるよう、我々としても努力してまいりたいと。議員のほうからも一つ取り組みに対するご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） 議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

国民宿舎あわび山荘の改築についてです。国民宿舎あわび山荘は築40年を経過し、老朽化も著しいことは町長も十分認識されていることと思います。だからこそ一昨年町長選挙で改築に向けた課題整備の推進を公約に掲げ、そして民意の結果、引き続き町政の執行者として選ばれました。ですが未だに改築に向けた具体的な計画等も示されておられません。それらを踏まえ次の項目について質問します。

平成26年7月に、まちづくり計画調査特別委員会に町長の考えとして示された国民宿舎あわび山荘は廃止するとした考えの白紙撤回を未だにしない理由について。

2つ目に国民宿舎あわび山荘については、指定管理者制度のもと運営すると町長は自らが決定したと明言しております。その上で指定管理者側が積算根拠を明確にした運営経費の数字を無視して、最初から赤字が見込まれる指定管理料しか提示しない理由について。

3つ目は指定管理期間を複数年にして欲しいとの要望を受け入れず、未だに単年度契約を続ける理由について。

4つ目は改築についての課題、これは選挙公約に課題整備としています。どのような課題であるのか。そしてその整備をどのように推進してきたのか。

以上、明快な答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員のご質問にお答えします。

国民宿舎あわび山荘につきましては、これまでも同様のご質問がございましたので、同様の答弁をさせていただくということになります。

改めて、ここで平成26年7月に町が示した国民宿舎あわび山荘の今後のあり方を再確認させていただきます。1つ目は、施設の老朽化が進み国民宿舎の役割は終了した。2つ目、宿泊客が減少し経営が困難になってきた。3つ目として町としては、これ以上の指定管理料の支払いは困難である。4つ目として、国民宿舎あわび山荘は廃止する。これは宿泊部門でございます。誤解されている方もおりますけれども、あくまでも宿泊部門のことで、温浴施設、日帰り入浴施設は存続するということでございます。廃止の時期につきましては、特別委員会で結論が出次第、貝取潤温泉公社と協議する。平成26年度をもって3年間の委託期間が終了するので、今後は単年度契約で指定管理を公募する。5つ目として、先ほど申しあげました日帰り入浴施設は残す。町民いこいの場、温浴施設として運営するという方針を示しております。そしてまちづくり調査特別委員会のまとめとしては、両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら十分協議をされるよう望むものであると議会へ報告されております。

そこで質問にお答えをさせていただきますが、1点目の白紙撤回をしない理由についてですが、議会のまちづくり計画調査特別委員会において両者の方針を踏まえとありますので、町側の国民宿舎あわび山荘の宿泊部門の廃止という方針も踏まえて、協議中ということから廃止の撤回をすることはできません。

2点目は平成31年度の指定管理料のことかと思いますが、町は次年度の指定管理料を当該指定管理者が積算をした平成30年度の決算見込みを参考に基準額を設定しております。平成30年度の指定管理料は公社側からの要望は300万円を増額した1,600万円でしたので、町としては同額で平成31年度の指定管理料を見積み、これを基準額として設定いたしました。1,600万円の指定管理料で管理運営ができるというふうに考えております。

3点目の契約年数についてですが、公社の理事長にも確認いたしました。指定管理者から複数年にして欲しいという正式な要望はしていないということでありました。単年度契約にしている経緯等は指定管理者においても理解されているところであります。

4点目の改築に向けての課題とその整備の推進についてですが、町としましては、新たに温泉宿泊施設を経営しようとする者は、安定した経営基盤、経営能力のしっかりした法人でなければならないと考えております。

このような課題の解決を協議の中でも公社に求めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 第2回目の質問をさせていただきます。

まず複数年の要望がないと。理事長に確認したということですが、それはいつの時点なのか、あとでまたお答えいただきたいと思っております。というのは今年度の契約に当たってでもそれはない

というふうに断言されるんですか。積算根拠、先ほど公社側から出されたものを基に指定管理料が決まったというような趣旨の発言もありましたが、運営経費これ1,800万以上掛かってるという根拠も出ています。ましてや今年度指定管理者公募にあたって2,000万という公社側が数字を提示したのはこれは間違いのないわけです。26年のまちづくり調査特別委員会で、町長の考えは廃止、指定管理者側は存続というようなお互いの考えを基に協議するようになってると。だから白紙撤回はしないんだという今の町長の答弁ですが、町長いろいろな協議がありました。本当に何回も出向いて公社側と協議をしたこともあろうかと思えます。担当課もそうです。担当課、副町長は、町長以上に協議をしています。公社側は町長がいない席でも担当課、副町長と協議をしてきているんです。26年から数えてもう5年です。そういう協議いろいろなことがありながら、町長、一昨年の町長選挙で山荘は残します。改築という言葉も2回目のリーフレット、あるいは公約、間違いなく掲げたわけです。自分も一般質問この場で何度も申し上げました。山荘は残します。町長の力強い選挙中の街頭演説、それを聞いた区民は考え方直してくれたんだな。石原おまえ嘘ついてるべ、町長だと建て直さないって、町長はつきり言ったよと、おらも私も聞いた。だから期待するんだ。間違いなくそういう民意は今でもあります。今でもあります。今では嘘つかれた、誤魔化された、裏切られた、そういう言葉が大半を占めています。私は今回4項目に分けて具体的な町長の答弁を求めました。今までも再三にわたって一般質問という場で、町長の考えをお聞かせいただいていた。町長の課題というの、それなりに考えを今示されました。老朽化もそうです。いろいろな企業としての財力というか、力それも無いというのも現実です。だからこそ選挙の公約に町長は廃止という考えを示していた山荘改築、山荘は残します。それを力強く宣言したんですよ。指定管理料の問題、もう5年以上に遡りますか、本当に4年前の今頃ですか、元は産業教育常任委員会の所管でありました。国民宿舎あわび山荘、きたひやま温泉ホテルもですけど、指定管理料の認識、それを常任委員会の場でも再三に渡って協議してきました。町長あの協議なかなか解決しなかったそもそもの原因は町長の指定管理者制度の認識の誤り、それに尽きるんです。そういう諸問題も抱え繰り返しになりますが、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、大成の若い漁業者の担い手、そういう人たちからも町長の直接の言葉、山荘は残します。それを信じた方が大勢いらっしゃったんです。いろいろな諸問題はあるでしょう。今ここに来てその山荘は残しますと、その言葉の意味、選挙公約、それは町長あなたが選挙のあとに全身全霊で公約実現間違いなくここでおっしゃったんです。改築、課題の整備を推進して具体的な改築に向けての動きを早急にさせていただきたい。

明快な答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。まず平成26年にさまざまな議論をさせていただきました。この背景といたしましては、合併当初、多額の起債残高ということで、財政の健全化に当初取り組ませていただき、財政の健全化を達成をさせていただいたところであります。合併10年後から町の大きな財源であります交付税が大幅に減額されるということは、これは議員の皆さんもご承知かと思えますが、こうした状況に対応するため、さらなる改革を進めなければならないということで、議員の皆さんにも相談をさせていただきます。

した結果、これは瀬棚区の消防支署の分遣所化でありますとか、温浴施設も町内に2施設ありますが、いずれも大きな赤字と、町の繰入れをしなければならない。これも改善をしなければいつまでも町が多額の支援をして維持をしていくということにはならないということから、さまざまな角度で議論をしたところでございます。それをもって、先ほど1回目の質問でお答えしましたような、この委員会としての取りまとめがなされたということで、それに沿って今町は作業を進めているという状況でございます。先ほど町長は公約で山荘の改築をされると言われたというご指摘がございましたが、山荘を無条件で残すという話をしたのは、私ではなくて相手候補でありました。私は、公約にも書かせていただきましたが、この改築の条件としては改築するにあたっては、さまざまな課題がありますと。その課題を、まず整理をしなければ、これはなかなか建て替えということにはならないという話をしてきたところでございます。今この私に課せられた責任というのは、これは今の交付税が減少していく、町の収入が減少していくという中で、いかに持続可能なまちづくりを進めていくかということにあるというふうに思っております。持続可能なまちづくり、これは一つは多額の町費を入れなければ経営できないという施設について、建て替えをして、さらに30年、40年また多額の公金を入れるということについては、これは議会あるいは町民の理解も得られるものではないというふうに思っております。それを実現するためには何としてもこの自立をできる経営というのが、前提になるというふうに思っているところでございます。そのことにつきましては、先ほどお話したとおり公社側ともそうしたことについて、これまでも話をさせていただいているところでございます。もう一つは指定管理料の考え方が違うのではないかというお話がございました。指定管理料につきましては、ご承知のとおり町の施設を一般の事業者、民間の事業者に代わって運営をしていただくという、そういう制度でございます。いろいろその町によって考え方も違うところがございますが、例えば乙部の光林荘、これは無償で、ゼロで指定管理をしていただいております。そのほかに、この使用料として800万近い使用料を町に指定管理者側が支払っているという状況でございます。せたな町につきましては、逆に町が1,600万指定管理者側に払うという契約。いろいろその町の事情、あるいは財政力によっても違うんでしょうが、さまざまな指定管理料があるということについて、石原議員にもご理解をいただきたいと、決して考え方が違うということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 相手候補が無条件に改築を公約に挙げた。私は課題整備の推進、それができたら、そういう諸条件がクリアされたらということ公約に挙げた。町長1回目の最初の頃の公約にはあわび山荘のことは一切触れてなかったんです。大成区のあなたの後援会の方々がいわゆる相手候補の公約に気づいて、あなたのことを心配して後援会の集まりを段取りして、その場であなたのことを思い、どうなんだという協議をしたじゃないですか。私はその場にいませんでしたよ。でも皆さんが今そういうふうに間違いなく言っています。その上で町長自らが考え、改築という言葉掲げたんです。また確かに課題整備の推進という文言は付いていました。ただそれを基に私もこれ聞いてますよ。マイクを持って山荘は残します。よもや忘れたとは言わせませんよ。山荘は残しますとおっしゃったんです。大成区の2人の議員、応援演説の中でそうい

う方向で皆さんに報告しています。信じる状況をあなたが作ったんです。乙部の云々、光林荘どうのこうのそういうことではないんです。せたな町の事情も十分理解しています。財政のことも後援会の面々、大成区民の方々もそれなりに理解も把握もしています。そういう問題もありながら改築っていう言葉、山荘を残します。間違いなくおっしゃったんですよ。今、町長どういう状況になってますか。協議をしてきた昨年のこの議会の場、予算委員会の中でも26年くらいからのあなたの示している指定管理料、その他の問題について例えばあわび山荘の改修、煙突の改修、畳の改修、以前の常任委員会でのあなたの示していた考えと矛盾してるので、いろいろ協議されました。長い間の休憩時間にもなりました。議長室で町長が言った26年の特別委員会の会議録を持ちだして、いいですかこれ公社と町と協議するというところに特別委員会ではなってるんですよ。だから今協議の最中なんですよ。だけど何が解決させたか、忘れもしません副議長が混乱を察し、特別委員会の早急な議論に戻るように、町長公約に挙げたじゃないですか。それをあなたは、町長は理解をし、予算の特別委員会に戻り、山荘の継続、それを前向きに協議します。ここで答弁されたんです。今、話が途中になりましたが、今の現状、今回予算の町政執行方針、この中にも温浴施設については指定管理者制度により、お客様へのサービス向上とコストの削減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。それと同時並行に町長、公社側に今の指定管理者が公社側に町長の考えとして示された指定管理料1,600万で指定管理を受けられない場合、町としては、指定管理者がない場合は本年3月末で廃止する。3月末決算における赤字分については、町では補填できない。2つ目、資本金を集めて今までどおり運営する。1,600万円で指定管理を受ける。3つ目、平成31年度中に宿泊部門を廃止する方向で指定管理を受ける。1,600万円で指定管理を受ける。で米印で宿泊部門の廃止に係る経費等については、補正予算で対応する。米印2つ目、最小限の経費で納められるよう人員整理、経費の削減に努める。これももう廃止ありきの町長の考えでしかないじゃないですか。これを突き付けたんですよ。町長、公社側に。町長の公約を信じた皆さんに対して、区民からの願意として請願書も上げられました。そういう状況も請願書は議会に上がって、町には趣旨採択という報告がされたかと思います。なぜ趣旨採択されたか、これは私の考えです。私は紹介議員です。ここにいる榊田議員も紹介議員です。常任委員会は、私の所属する常任委員会ではありませんでした。ただ紹介議員として常任委員会の場で、常任委員の皆さんに訴えられる場を委員の皆さんの了解をいただき常任委員会に参加をしました。その場で請願書の採択をお願いしました。町長その場で、お二人の委員から質問されました。公約に掲げたかもしれないけど、いつとは言っていない。これは論外の質問だと思います。そのあと公約に掲げたかどうか、私は聞いてない、見ていない。あなたの公約ですよ。残念でないですか。公約を見ていない、聞いていない。確かに北檜山区、瀬棚区では山荘は残しますという街頭演説はされていないと思います。あなたの公約が、町長の公約がそういう認識がない、そういう状況を生んでしまったんですよ。全身全霊で実現をするといった公約が、そのくらいの認識しか一部議会の中では持たれてないんです。町長さっき述べた3つの条件、これは山荘を残しますと信じた方々を裏切る行為ではありませんか。今、撤退せざるを得ない状況、町長は掲げている町の観光政策、何回も今まで協議してきた山荘側の企業努力が足りないというようにとれるような発言もされました。これは副町長も聞いてほしいです。経営

努力が足りないということを、この協議の場で公社側に副町長の口からも伝えられたようですが31年2月16日の土曜日の新聞です。レンタルせたな好調、レンタでせたなっていう平仮名の町の名前が出た上で好調となっているんです。この上であわび山荘、北檜山区の温泉ホテルきたひやま、あとは民間の民宿、旅館も紹介されながら、温泉ホテルは21人、あと民間は17人、27人となっておりますが、あわび山荘158人ですよ。観光協会が主催となってこの事業展開した観光協会の主体の事業ですけど、町長が町長をしてるせたな、この観光という部門ではあわび山荘の企業努力があつてこういう数字が出てくるんですよ。こういうところも町長は無視をされるんですか。公約に掲げて信じた方々の気持ちを度外視するんですか。町長、町の事情は十分わかります。そういう諸問題も抱えて町政執行に当たられる苦勞もわかりますよ。でも今は財政を理由に語られない部分もあるんじゃないですか。プールのこと、認定こども園のこと、いろいろな諸事情がわからない中でも大成区の方からこのあわび山荘に関連して裏切られたという思いを強くする方々は、なんで北檜山区だけなんだ。プールなんているのかい。そういう声もあるのも事実です。それは北檜山区からの要望もあつたんでしょう。それに当初、北檜山区の温水プール廃止の事務レベルの調整、それも町長はどうどうと白紙撤回したじゃないですか。将来の町を考えたまちづくりを考えて、高齢化が進む一次産業、漁業の担い手も、あわび一つ、不漁のイカ、その海産物を地元の食材として、俺たちは頑張つて子育てしながら、あわび山荘に食材提供したいんだと。年寄りの中には月に1回、食事会に行くのが楽しみなんだ。ゆっくり温泉にも浸かりたいんだと。日帰りは残すとおしゃってますよ。でもうち狭いんだ、なんかあれば泊まるとこないんだ。ちょっとした食事会も俺たち、わしたちそういう場を設けてくれという声もあるんです。そこに応えないじゃないですか町長。選挙の時は、山荘は残します。あの言葉を信用した区民の解釈の間違いですか。信じますよ皆さん。公社の方々もそうなんです。全身前靈、公約実現、あなたが強くおっしゃった、今公約に掲げた国民宿舎あわび山荘の改築、その改築に向けてそれが今裏切られた、あきらめざるを得ない、撤退せざるを得ない、そちらを考えていかなきゃない状況になってるんですよ。もう疲れたじゃ、何回話をしてきても町長うんと言っただけ。全然理解してもらえない。町長、今は公約違反、撤退せざるを得ない状況に町長が追い込んだ。そういう言葉を強く言わなきゃない状況に陥ってます。すべての責任、あなたの公約として挙げた改築、諸事情、諸問題の解決に向けて改築、これだけは白紙撤回しないでください。公社側に建てる気はないって言った、それを撤回してください。公約違反そういう言葉を言われたいような状況で明快な答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをいたします。まずは公約違反ではないかということでございましたが、これは公約は、きちっと文字で示してありますので、それを読んでいただけるとおわかりかというふうに思います。それから見てない人もいるという、それは私に言われてもこれは困るというふうに思います。それから町長が追い込んだという話もございました。実は平成26年の特別委員会の取りまとめのあと、これはたしか平成27年のこの指定管理料のときだったと思いますが、実は町はその時1,500万円で指定管理の公募いたしました。それにあわび山荘は1,400万円で応募がありました。きたひやまの温泉ホテルは1,5

00万円での応募でございました。この時、石原議員はあわび山荘1,400万円での公募をしたということで、きたひやまの温泉ホテルも合わせるべきだということをお話したということで、結果的にきたひやま温泉ホテルも1,400万で指定管理をしたという状況がございました。そういったことで、この指定管理料についてこの町の方針でいじってきたというような言われ方でございますが、決して私達としては、そういったことはございません。これはあくまでも両社できちっと協議をして進めてきているとこととでございます。今回の1,600万、31年もそうでした。この1,600万については30年度は公社側から出された要望でございます。これをそのまま指定管理料として募集をいたしました。今回31年度の指定管理も1,600万ということでございましたが、実はこれ30年度の決算見込みを分析した時に、これまでの累積の赤字も一気に返済をするという決算見込みでございました。これは少なくとも指定管理料というのは、単年度の収支で決算を決めさせていただいておりますので、この単年度の収支、そのこれまでの累積の赤字を一気に償還しないとという前提で、それを見た時に1,600万円で間に合うということでございますので、1,800万という話もございましたが、それはそういった状況で違うということは、これは石原議員にも理解をしていただきたいというふうに思うわけでございます。先ほども町の置かれている状況、けしてこの先順風満帆というような状況ではなくて、かなり厳しい時代に入ったなというふうに思っております。二度と財政難に陥ることのないようにしっかりと町政の舵取りをしていかなければならないというふうに思います。この直面しているこうした困難を乗り越える一つの方法、これは大事なところなんです、これから進めていく一連の改革で大事なものは、議員や町民の皆さんの理解と協力をいただくことだというふうに思います。そうした中で、この自立できるもの、あるいは競争力のあるもの、こうしたものをしっかりと伸ばしていくということとあります。例えば、今そらのレストランやっておりますが、こうした中でもありましたチーズや安全安心な1次産品、あるいは6次産品、あるいはスイーツの店や旅館、民宿など町外に向けたさまざまなビジネスが展開されております。こうしたことをしっかりと伸ばしていただいて、元気のある持続可能なまちづくりをさらに進めなければならないというふうに思っております。こうしたことが、この新しいせたな町の将来に繋がるものというふうに考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○5番（石原広務君） 答弁漏れありますよ。

○議長（菅原義幸君） 石原議員に伺いますが、どの部分ですか。

○5番（石原広務君） 改築についても、選挙公約についても全然はっきりとした答えもないし、それでも今の状況もはぐらかしていると思えません自分は。

○議長（菅原義幸君） それじゃ特別に4回目の発言を求めますので、許可しますので、正式に質問を組み立てていただきたいと思います。

石原議員。

答弁されていないという部分に限って説明願います。

○5番（石原広務君） 町長、いろいろ再三にわたって山荘のことを、この場で一般質問させていただいて、同じようなはぐらかしている答弁なんですよ。私が指定管理料を今まで納得したその方向に持っていけという考えを示したと言ってますけど、じゃ予算書には…

○議長（菅原義幸君） 石原議員に申し上げますが、どの部分の質問に対して答弁漏れであるのか、そこをコンパクトに質問してください。新たな4回目の質問を許可してるといのは、答弁漏れの部分についての、あなたの考え方を伺いたいということなんです。

○5番（石原広務君） 改築に向けての課題整備の推進、改築これについて公約に掲げているのは間違いありません。そこに対しての答弁、あとは指定管理者制度、あなたがやると言った、明言した、未だに指定管理制度の認識、指定管理料の認識そこは間違っていないと。こちらのせいにするのではなく、あなたの考え、公社側から詳細に渡る運営経費としての指定管理料の要望、それもあったのも間違いありません。そこに対して今年度も1,600万、要望が2,000万なのに1,600万、それを打ち切って公募させたという状況、そういうところも明快な答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長に申し上げます。今の2点について答弁漏れということで、補充の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。改築につきましては2回目の答弁の中で申し上げたというふうに思っております。これまで2回目の答弁でも申し上げましたように、町はこれまで経営体質の強化、財務体質の強化などしっかりとした、そうした法人ということで山荘には申し上げてきておりました。いずれにしましても改築をするためには、これからも20年、30年、40年と多額の指定管理を入れていかなければならないというような状況では、これは議会も町民も理解をしないというふうに思っておりますし、町もそれだけ長期間にわたって繰入れをできるという保証はできないというふうに感じております。これは皆さん理解できるものと思えます。そうした状況が払拭されるような、そうしたしっかりとした経営計画なりを作っていただきたいというのが、これは改築についてのお話でございます。2,000万を要望したのになぜ出さないんだという話だったと思いますが、これにつきましては議員、30年度の見込み決算をご覧になっているかどうかわかりませんが、ご覧になってなかったらよくご覧いただきたいというふうに思います。この中には繰越の負債の償還が一気にですね、すべて償還という中身でございます。こうしたことがもしやるとしたら、例えばきたひやま温泉ホテル今3,000万の赤字がございますが、3,000万プラス1,300万の4,300万でないと、指定管理を受けられないというこういう話にはならないだろうということで、それは中身を精査させていただいた上で1,600万という数字を出したということで、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。議員におかれましても持続可能なまちづくりや身の丈にあったまちづくり、これをこれからも一緒に取り組んでいただきますように、最後をお願いをしてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しましたので、会議を閉じます。

予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年4月12日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成31年第1回せたな町議会定例会 第3号

平成31年3月15日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 行政報告
- 3 予算審査特別委員会委員長報告
- 4 議案第33号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 5 議案第34号 指定管理者の指定について（国民宿舎「あわび山荘」）
- 6 議案第35号 指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）
- 7 議案第36号 指定管理者の指定について（せたな町米乾燥貯蔵施設）
- 8 議案第37号 指定管理者の指定について（せたな町玄米ばら集出荷施設）
- 9 議案第38号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 10 議案第 1号 平成31年度せたな町一般会計予算
- 11 議案第 2号 平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 12 議案第 3号 平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 議案第 4号 平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 14 議案第 5号 平成31年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 15 議案第 6号 平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 16 議案第 7号 平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 17 議案第 8号 平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 18 議案第 9号 平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 19 議案第10号 平成31年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 20 議案第11号 平成31年せたな町瀬棚港旅客施設事業特別予算
- 21 議案第12号 平成31年度せたな町病院事業会計予算
- 22 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部開始絵における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 23 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

（第3号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 決議第 2号 せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |

8番	真柄克紀君	9番	平澤等君
10番	大野一男君	11番	熊野主税君
12番	菅原義幸君		

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小板橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
認定子ども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
農務課参事	木村充弘君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	三浦孝史君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
まちづくり推進課長補佐	神田昌君
財政課長補佐	河原泰平君
税務課長補佐	濱登幸恵君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	濱口喜秋君
保健福祉課長補佐	浜高正明君

地域包括支援センター所長	長	内	京	君
農務課長補佐	吉	田	有哉	君
水産林務課長補佐	八	木	忠義	君
水産林務課長補佐	手	塚	清人	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武志	君
建設水道課長補佐	松	本	健裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大輔	君
国保病院事務局次長	中	川	讓	君
総務課主幹	小	林	和仁	君
財政課主幹	黒	澤	美知子	君
財政課主幹	井	村	裕行	君
町民児童課主幹	萩	原	千明	君
保健福祉課主幹	古	守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜希子	君
建設水道課主幹	川	上	佳隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	高	橋	真一	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼平	君
地域生活係長	岡	島	讓二	君
まちづくり推進係長	松	原	孝樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲史	君
商工労働観光係長	撫	養	和伯	君
経理入札係長	小	林	朱央	君
課税係長	尾	野	真也	君
徴収係長	伊	瀬	亮	君
国保医療係長	中	山	康春	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
保健推進係長	垣	本	利子	君
居宅介護支援係長	今	川	勇吾	君
耕地係長	斉	藤	真	君
畜産係長	稲	船	洋志	君
水産種苗育成センター業務係長	池	田	裕之	君
水道係長	大	野	秀幸	君
庶務係長	近	藤	智博	君
医事係長	三	浦	三津枝	君

《大成総合支所》

支所長	佐	野	英也	君
-----	---	---	----	---

次	長	佐々木	正人	君
大成診療所事務	長	古守	幸治	君
主	幹	藤谷	知昭	君
主	幹	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所	長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	上野	宏行	君
次	長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘	次長	平賀	英治	君
瀬棚診療所事務	長	古畑	英規	君
主	幹	栗谷	一樹	君
福祉係	長	原田	宰	君
産業係	長	油谷	好彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	杉村	彰	君
大成教育事務所	長	荻原	勝幸	君
瀬棚教育事務所	長	杉村	輝明	君
給食センター	副所長	久津間	智	君
主	幹	山本	亨	君
総務係長兼学校教育係長		長内	解人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子	君
-----	---	----	----	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君
書記	次長	高橋	純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	小百合	君
次	長	上野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹羽	小百合	君
次	長	上野	朋広	君
事務局総務係		原田	翔太	君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆様ご苦労様です。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第2 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3点の行政報告をさせていただきます。

まず一つ目、町立国保病院常勤医師の着任について報告いたします。

4月1日から国保病院常勤医師として、大島幸恵先生が着任されることになりました。大島先生は、愛知県の藤田保健衛生大学医学部をご卒業後、奈良県立医科大学病院に入局され、これまで関西の病院で、内科、放射線科、総合診療科で経験を積まれ、現在は、兵庫県尼崎市の医療法人社団敬誠会合志病院で内科部長として勤務されております。このたび、ご縁があり町立国保病院常勤医師として勤務いただけることとなり、本町の地域医療にご尽力いただけるものと思っております。

次に瀬棚診療所及び大成診療所の診療体制について報告いたします。

4月1日から国保病院常勤医師2名が着任されますことから、瀬棚、大成診療所の診療体制を一部変更することといたしました。瀬棚診療所は村中先生の退職に伴い、町立国保病院医師が対応することとし、当面、木曜日の午後診療を除き、平日は午前、午後とも診療を行うこととしております。

大成診療所については、長年、小六先生お一人に負担がかかっておりましたが、原則、毎週金曜日に町立国保病院から医師を派遣し、小六先生の業務を軽減することといたしました。引き続き町立国保病院と瀬棚、大成診療所が連携し、本町の一次医療、救急医療に取り組んでまいります。

次にふるさと応援寄附金税額控除に係る申告特例通知、ワンストップ特例制度の事務処理の誤りについて報告いたします。

昨年、当町にふるさと納税によりご寄附いただいた方のうち、確定申告が不要となるワンストップ特例制度を利用した2,077人分の税額控除に必要な申告特例通知書について、誤って寄附者の居住自治体に送信されていなかったことが判明いたしました。これは1月末日までにそれぞれの居住市区町村に対し、国税連携システムによる申告特例通知書の送信が必要でありました

が、操作の不備により送信処理がなされていなかったことが判明いたしました。

各自治体に対しましては、即日、特例通知書の送信を行いまして、電子的送付の遅延に対するお詫びとお願いを直接、電話と文書の送付により行ったところでございます。しかし手続きが間に合わず対応困難な自治体が13自治体あり、そちらにお住まいの寄附者の方89人に対しましては、改めて申告手続きをしていただく必要がある旨、お詫びと手続きの方法等について文書と電話により連絡を行うなど、誠意をもって対応を進めているところであります。せたな町へご寄附いただいた方にご迷惑をおかけしたことに、深くお詫びを申し上げる次第であります。

今後、このようなことが起きないように、再発防止の徹底とチェック機能の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第12号までと議案第33号から第38号までの予算審査特別委員会における審査について、特別委員会委員長の報告を求めます。

平澤委員長。

○9番（平澤 等君） ただ今の件について、本議会定例会初日の3月4日当予算審査特別委員会に付託された平成31年度各会計予算議案第1号から議案第12号までと予算関連一般議案議案第33号から議案第38号の計18議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は3月12日、13日、14日と委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け、質疑を行い、慎重かつ精力的に審査した経過において議案18件すべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。

当特別委員会は、議長を除く10名で構成されており審議は十分に尽くされておりますので、全18議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言してせたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） ただ今の予算審査特別委員会委員長報告は、全18議案を原案可決と決したとするものです。また特別委員会は議長を除く10名で構成され、審査は十分尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り進めます。

◎日程第4 議案第33号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第34号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第34号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第35号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第36号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第36号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第37号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第37号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第38号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第1号平成31年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 私は平成31年度せたな町一般会計予算に反対の立場で討論します。

議会が承認した指定管理者の指定、国民宿舎あわび山荘の指定期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとされたのが、このままでは履行されない状況を町長が仕向ける行為には到底納得できるものではありません。国民宿舎あわび山荘の指定管理について示された町長の考え、1つ管理料を1,600万で受けられない場合は、今年3月末で廃止して3月末決算における赤字分については補てんしないとする考え、2つ目、改築という先が見えないので理由がつかないのに、資本金を集め運営するようとした矛盾そのものの考え、そして平成31年度中に宿泊部門は廃止する方向で指定管理を受けたら、宿泊部門の廃止に係る経費等については補正予算で対応するとしながら、公社の財務状況を悪化に追い込んだ認識もせず、さらに雇用の場を守ろうとしないギリギリの人員で努力してるのも理解せず、人員整理を強要し、漁業振興と言いつつながら公社に対し食材を提供しながら子育てしている漁業担い手の日々努力をしているのも理解せず、日本一子育てしやすい町宣言を経費の削減と切り捨てる考え、公社がこの3条件から選ばざるを得ない状況は町長が掲げた選挙公約が、嘘、誤魔化し、裏切り、国民宿舎山荘の改築がいかに進むかと解釈してしまう状況に陥り、大成区を民欺いた欺瞞以外の何物でもないことは明らかになりました。選挙公約が誤解を招き、町長の政治姿勢のそのものが現れた欺瞞的な予算には断じて反対いたします。

以上反対討論を申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 私は平成31年度一般会計予算案に対し賛成の立場で討論をいたします。前年度の大規模事業の完了などにより、平成31年度一般会計予算は前年比3.5%減の87億1,367万6,000円となったものであります。歳入では、普通交付税の合併算定替の段階的な縮減が4年目を迎え、大変厳しい財政状況にある中、国、道補助金の有効活用や過疎債、合併特例債など交付税措置のある優良な起債の活用、財政調整基金ほか各種目的基金からの積極的な繰り入れなど財源確保について評価するものであります。

また歳出では町民の安全、安心の確保に向けた防災行政無線でデジタル化整備事業や各校教育のICT教育推進に伴うICT機器導入事業のほか、町の基幹産業である農漁業の振興策である農業、漁業、チャレンジ等支援補助事業や商業振興策として、商業チャレンジ等支援補助事業の継続実施を盛り込むなど多岐にわたり、せきた町の持続的な振興、発展を推進する予算となっているものであります。

最後に理事者、職員が一丸となって町民の負託にしっかりと応える町政執行を強く希望し、賛成討論といたします。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

皆さんにお諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

- 議長（菅原義幸君） ご着席ください。
起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

- 議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第2号平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第3号

- 議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第3号平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第4号

- 議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第4号平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第5号平成31年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第6号平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第7号平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第8号

- 議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第8号平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第9号

- 議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第9号平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第10号

- 議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第10号平成31年度せたな町風力発電事業特別会計

予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第31号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、議案第11号平成31年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第12号

○議長(菅原義幸君) 日程第21、議案第12号平成31年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

追加認定を含め、本日予定しているすべての議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって追加日程を含め、本日予定しているすべての議事日程が終了するまで会議時間を延長することにいたします。

それではただ今から、議会運営委員会において追加日程に関する協議が終了するまでの間、休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後4時45分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

お諮りします。

決議案第2号せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議を追加日程として直ちに会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって決議第2号を日程に追加し、直ちに審議することに決定しました。

追加の議事日程表を配付する間、暫時休憩します。

休憩 午後4時46分

再開 午後4時47分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解き会議を再開します。

◎追加日程第1 決議第2号

○議長(菅原義幸君) 追加日程第1、決議第2号せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議を議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○9番(平澤 等君) ただいま上程されました決議第2号せたな町長、高橋貞光君に対する問責決議の提案理由を申し上げます。

せたな町議会は、せたな町長、高橋貞光君に対し、次のとおり責任を問うとするものです。

高橋貞光町長は、不適切な専決処分とした平成28年度のクラスター関連予算に係る一連の問

題から、平成29年度一般会計決算の再提出を求める決議に対しても真摯な対応を取ることなく、町政を混乱させたことは誠に遺憾である。職員の不祥事も続き、町民の不安をあおるものであり、町民の期待を裏切るものである。これらのことから町長としての政治的、道義的責任を強く問うものである。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

神田議員。

○2番（神田和浩君） 私は町長に対する問責決議に対し反対の立場で討論させていただきます。平成29年度一般会計の決算については、昨年9月定例会において町側は提案し、議会側は審議せず廃案にしたという事実がございます。その後、決算審査特別委員会において真柄委員長の下、やはり一般会計、特別会計合わせて審議したいという思いから、町側に再度提出をお願いするにあたり、私も賛成した議員の1人ではあります。また今定例会においても、再提出を決議した者に私も賛成はいたしました。結果、町側は再提出をしないという結論を出されました。その再提出をしないという町側の理由には、十分正当性があることから私はこの問責決議に対し、提出しないことがその理由にあたるとは考えませんので、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私も提出者の1人でございますので賛成の立場で討論させていただきます。今の議決に対する最終的な履行が行われなかったことも一つの要因でありますし、また一連の予算委員会通した中で、やはり予算、その他に対する対応について不手際な点も多々見られた。また一連の不祥事等も含めた中でやはりきちっと襟を正して行政運営をしていただきたいという形の中で、出された問責決議は、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） この問責決議のものに対しまして私は反対の立場で討論させていただきます。これは理事者側が一度出したものを議会側で審議未了ということになりました。そういうことで、一度出したものをまた再度提出しなさいということに対しては、一度出したものをきちんと審議しないということ、また再度出すということは納得いきませんので、私はこの件に関しては反対いたします。

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 町側の言い分、昨年9月に出して審議しなかったから審議未了廃案にな

ったということですが、自治法上、再提出をする義務がある。それを果たさない限りこの問責決議には繋がる。これは妥当な理由が議会側にはあります。そういった理由をもって、この決議には賛成します。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければこれで討論を終結いたします。

皆さんにお諮りいたします。

これより決議第2号について起立により採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） 8名です。着席ください。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで議事日程第3号の追加1を終わります。

◎日程第22 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） ただ今提案されました意見書案第1号について朗読にて説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書でございます。総務省調査によると2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時、非常勤等職員は延べ6万3,000人ののぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また正規職員と同様な働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規、非正規の賃金、労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき常勤職員との均等待遇を求めております。つきましては、行政サービスの質の確保と臨時、非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から以下4点を地方自治法99条に基づき提出するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第23 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第23、発議第1号を議題といたします。

三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣言

○議長(菅原義幸君) 以上で本定例会に付議されたすべての事件の審議は終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長(菅原義幸君) これをもって平成31年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労様でした。

閉会 午後4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年4月12日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷